

災害対策基本法に基づく  
車両移動に関する運用の手引き

平成26年11月  
(令和7年11月 一部改訂)  
国土交通省道路局

目 次

1. はじめに . . . . . P 1

2. 災害対策基本法改正の趣旨 . . . . . P 2

3. 災害時における車両等の移動 . . . . . P 9

1) 道路区間指定 . . . . . P 9

2) 都道府県公安委員会との連携 . . . . . P 17

3) 指定道路区間の周知 . . . . . P 21

4) 車両等の移動 . . . . . P 25

5) 民間事業者との連携 . . . . . P 38

6) 土地の一時使用 . . . . . P 42

4. 地方公共団体への指示 . . . . . P 46

5. 地方公共団体への支援 . . . . . P 49

6. 損失補償 . . . . . P 51

参考資料

参考－1 災害対策基本法（抄） . . . . . P 55

参考－2 災害対策基本法施行令（抄） . . . . . P 58

参考－3 施行通知 . . . . . P 59

参考－4 道路法（抄） . . . . . P 66

参考－5 道路法等の一部を改正する法律の施行について  
（国道政第2号 令和7年4月16日） . . . . . P 68

参考－6 道路交通法（抄） . . . . . P 71

## 1. はじめに

- 平成 26 年 11 月に改正された災害対策基本法(以下「災対法」という)では、大規模な災害発生時における道路管理者による放置車両・立ち往生車両等の移動に関する規定が盛り込まれた。
- 平成 26 年 11 月 21 日に、関係省庁から施行通知が発出され、法改正の趣旨、留意事項等が示されたところであるが、本手引きは、施行通知と併せて実際の運用にあたっての必要な事項をとりまとめたものである。また、災害時の対応だけでなく、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施するため、令和 7 年 4 月に道路法が改正され、法定化された道路啓開計画の策定や実働訓練を実施する場合等にも活用するものとする。
- 災害対応は、初動期に如何に迅速に対応を行うかが、その被害の拡大を防ぎ、人命救助に大きな役割を果たす観点から重要となる。迅速な初動対応を行うためには、地方整備局等、高速道路会社、都道府県、市町村等の関係機関を含めた連絡・連携体制の整備、資機材の確保等の事前の備えが不可欠である。災害対応は、発生事象に応じて異なることから、本手引きを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機応変の対応が必要となるので留意されたい。
- なお、本文中の道路管理者は、地方整備局等を想定し記載しているが、地方公共団体等の道路管理者が対応する際にも参考にできるものとしている。その際には、想定される災害の種類と規模、自らが管理する道路の状況や動員できる人員、資機材の量等を踏まえた対応が必要となるので留意されたい。
- 本手引きは、実際の災害対応、実働訓練等を通じて得られる課題を踏まえ、今後とも、必要に応じて改善を図っていくものとする。

## 2. 災害対策基本法改正の趣旨

### 【施行通知】

#### 第一 法改正の背景等

今般の法改正は、首都直下地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るものである。

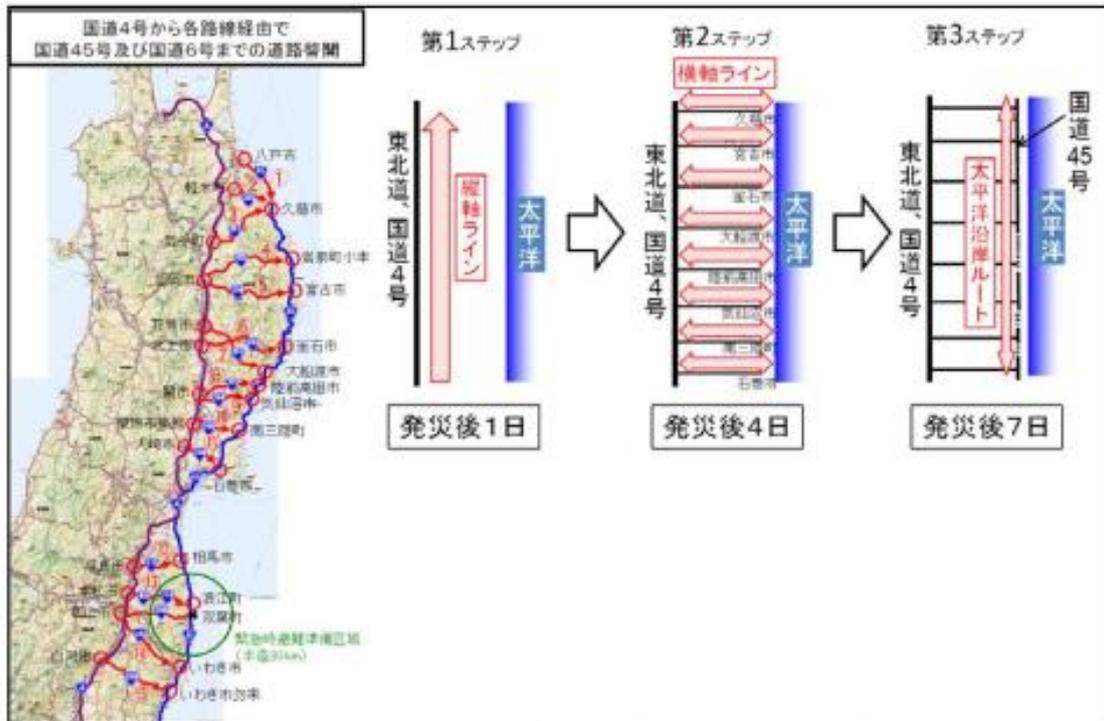
### 【解説】

#### ○これまでの災害における教訓

- ・東日本大震災においては、道路啓開の重要性が再認識され、平成26年2月の大雪では、立ち往生車両の処理が除雪作業の大きな障害となった。以下にそれぞれの災害の状況を示す。

#### <東日本大震災>

- ・東日本大震災では、三陸地域をはじめ、太平洋沿岸に、最大で高さ10mに及ぶ津波が押し寄せ、甚大な被害が生じ、道路をはじめ、各機関の交通機能が失われた。
- ・また、大規模災害時には、初動期において、人命救助のために自衛隊や救急救命医療チームが被災地に入る前に、先んじて道路の啓開を行うことが必要であると認識された。
- ・東日本大震災では、一刻も早く被災地へのアクセスルートを確認するため、
  - ①第1ステップとして、内陸の東北道、国道4号の縦軸ラインを確認
  - ②第2ステップとして、被災地への横軸ラインを確認
  - ③第3ステップとして、太平洋沿岸の通行を確認する「くしの歯」作戦により道路啓開を実施した。
- ・これらの道路啓開では、事前の災害協定に基づき建設業者からなる52チームを編成し作業を行い、震災翌日には、太平洋岸の主要都市へのアクセスルートを確認し、太平洋沿岸のルートについても、震災から1週間で97%の通行を可能とし、被災地における救命救急および復旧支援活動に大きく貢献し、災害初動時における道路啓開の重要性が大きく認識された。



図：東日本大震災における「くしの歯作戦」による道路啓開

- 一方、東日本大震災における道路啓開では、以下の事項が教訓として得られた。
    - － 事前に啓開ルートを設定しておくこと
    - － 平素より訓練等を実施する等、臨機に対応できるよう準備をしておくこと
    - － 災害協定の構成メンバーに対し、電話不通の場合の参集先の決定や衛星携帯、有線電話や連絡網の構築しておくこと
    - － 道路啓開時の財産価値のある自動車の処理方法 等
- の事項が教訓として明らかになった。

- ・また、首都圏においては、地震発生と同時に鉄道等の公共交通機関が運転をとりやめ、首都高速道路についても通行止めとなったため、一般道に自動車交通が集中し、緊急通行車両の移動も困難になるほどの深刻な渋滞が発生した。今後、首都直下地震が発生した場合、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、これらの道路上に溢れる車両等をどのように処理するのが課題として認識された。



写真：東日本大震災における都内の渋滞  
(一般国道 246 号(港区赤坂))  
(平成 23 年 3 月 11 日)



写真：東日本大震災における帰宅困難者  
(一般国道 246 号(港区赤坂))  
(平成 23 年 3 月 11 日)

### <平成 26 年 2 月の大雪>

- ・平成 26 年 2 月 14 日に、関東甲信地方において記録的大雪となり、道路、鉄道をはじめとした交通機関が数日間にわたり麻痺状態となり、社会経済に大きな影響を与えた。
- ・道路においては、各地で車両等の立ち往生が発生し、これらの立ち往生車両が除雪作業の障害となり、道路の除雪が滞るうちに、さらに別の場所で立ち往生車両が発生するといった悪循環が起き、結果的に大規模な立ち往生が発生し、道路の輸送機能が喪失した。こうした立ち往生車両をいかに迅速に移動させるかが、大雪時における除雪対応の大きな鍵であることが認識された。



写真：長野県軽井沢町の国道 18 号(平成 26 年 2 月 14 日)

## ○首都直下地震等の大規模災害に対する備え

- ・首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されており、地方整備局等を中心に対策の検討が進められている。

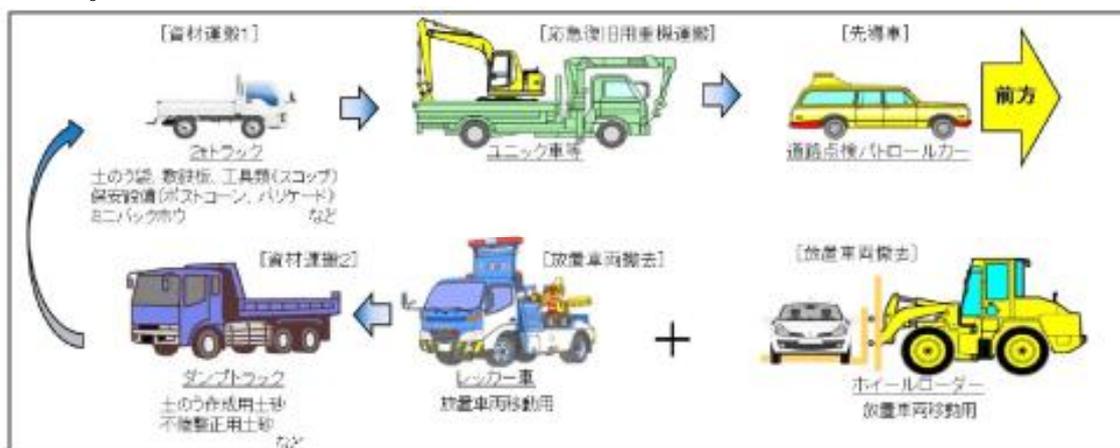
### <首都直下地震に備えた八方向作戦>

- ・首都直下地震の発生時には、首都直下地震道路啓開計画（第4版）（令和5年7月）に基づき、都心23区内で震度6弱以上の地震が発生した場合に、全国各方面からのアクセスが可能となるよう、放射方向の道路を活用し、都心に向けた八方向（八方位）毎に優先啓開ルートを設定して、郊外から一斉に進行する作戦で道路啓開を実施することとしている。



図：首都直下地震に備えた“八方向作戦”による道路啓開

- ・また、道路上に散乱したガレキの処理及び放置車両の撤去、道路損壊箇所の補修を併せて行う必要があるため、次に示すような部隊編成により啓開を行うこととしている。



図：道路啓開部隊の編成イメージ

## 【施行通知】

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### （1）趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。なお、倒壊した建物などの瓦礫については、道路法第42条に基づく通常の維持管理行為でも除去可能である。

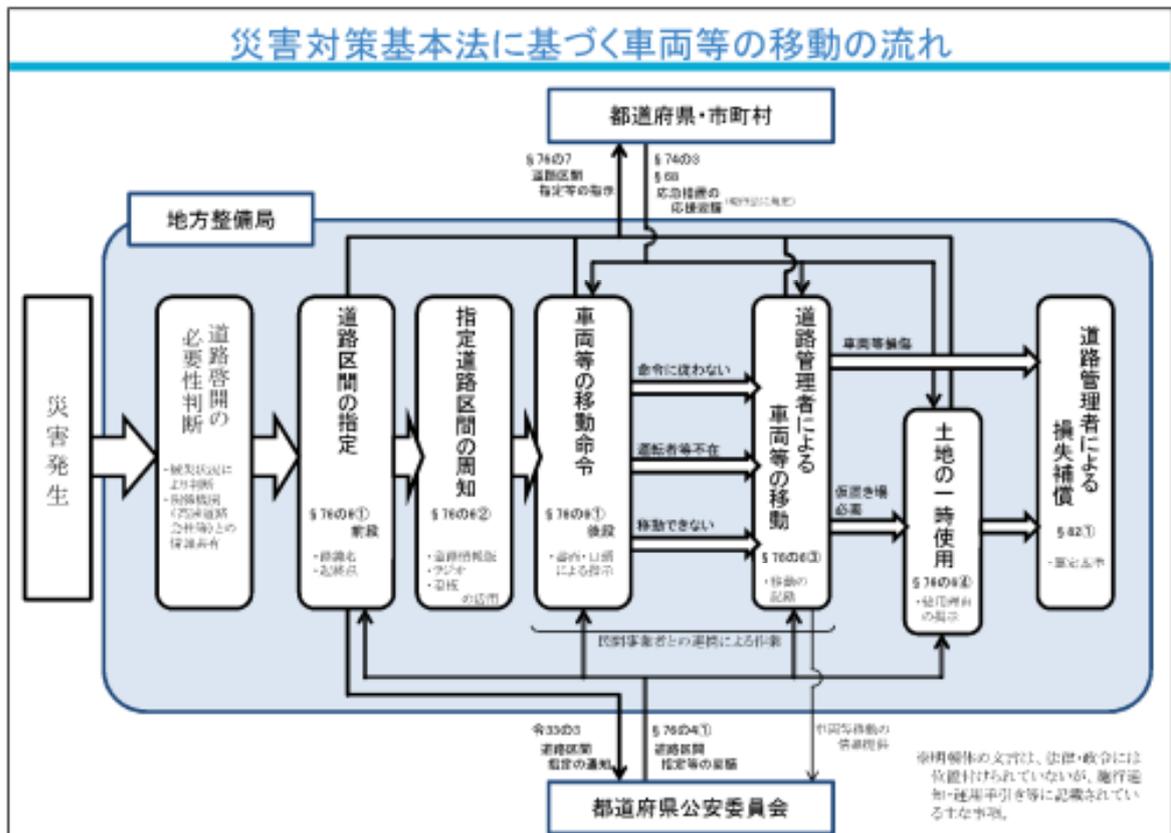
車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、各道路管理者が連携して道路啓開を行うことが必要であり、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者とは、平時より具体的な対応方針の作成や道路啓開が想定される道路の現況調査の実施、合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。また、都道府県公安委員会や緊急通行車両の運行管理者等関係する機関と必要な調整を行うものとする。

なお、被災地域の道路管理者が車両の移動等を行おうとする場合には、当該道路管理者のみの人員や資機材では対応しがたいことから、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

## 【解説】

### ○災対法に基づく車両移動の流れ

- ・災害時に、車両移動を含む道路啓開を迅速に行うためには、あらかじめ関係者が道路啓開の手順を十分に確認しておく必要がある。以下に災対法に基づく車両等の移動の流れを示す。
- ・なお、施行令により、法第76条の6第1項から第4項まで、及び施行令第33条の3に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている。
- ・この手引きでは、施行通知に従い、「車両等」は、車両に加え車両から落下した積載物も対象としており、「運転者等」は、運転者のみならず車両の所有者や管理者も含むものとしている。



図：災害対策基本法に基づく車両移動の流れ

### ○道路管理者間・関係機関との情報共有・連携

- ・大規模災害時、地方整備局等には、各道路管理者の道路啓開ルート of 被災状況を速やかに収集し、道路啓開の必要性を判断することが求められる。
- ・そのため、道路法第 22 条の 3 に基づく道路啓開計画の策定にあたって設置する道路啓開計画協議会（同法第 28 条の 2 第 1 項）において、対象災害、啓開目標、対象路線や区間、資機材の備蓄や訓練に関する事項等について確認しておくものとする。

## ○大規模地震発生等に備えた車両移動訓練

- ・道路管理者間の連携に加えて、地方整備局等においては、大規模地震や大雪等による立ち往生の発生を想定して、車両移動等に関する訓練を実施している。



関東地方整備局の防災訓練  
(平成 26 年 10 月)



中部地方整備局の防災訓練  
(平成 26 年 10 月)

- ・大規模災害時においては、関係する道路管理者が連携して対応する必要があることから、車両移動訓練には、関係する道路管理者や地方公共団体等の参加を積極的に呼びかけるとともに、訓練内容について共有を図るものとする。
- ・なお、訓練への参加者を記録しておくことにより、災害発生時において防災担当者や訓練経験者をいち早く抽出することが可能となり、大規模災害発生時の関係機関と連携した初動体制の構築に資することができると考えられるので留意されたい。

### 3. 災害時における車両等の移動

#### 1) 道路区間指定

##### 【施行通知】

##### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

##### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

(略)

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

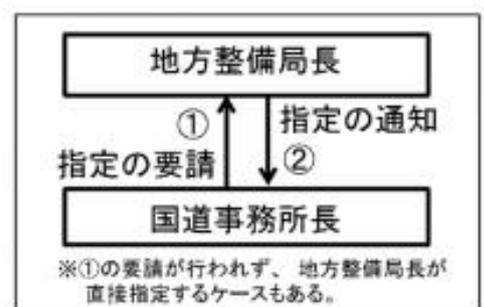
(略)

##### 【解説】

##### ○道路管理者による道路区間の指定

##### <道路区間の指定にあたっての役割分担>

- ・法76条の6第1項から第4項までに規定する、道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長には委任されている。
- ・この権限は、道路法と同様に、地方整備局等の訓令等により、国道事務所長に委任することが可能であり、適宜対応するものとする。
- ・実際の道路区間の指定については、国道事務所長が案を作成し、地方整備局長等に対して指定の要請を行い、地方整備局長等が道路区間の指定をした際は、その内容を国道事務所長に通知し、国道事務所を中心として実務を行うことを想定している。



図：道路区間指定の流れ

- ・ 国道事務所長からの要請は、緊急を要する場合は、現場の国道事務所長から地方整備局長等への電話連絡で行うことも考えられる。
- ・ なお、広域的な被害が予想される大規模地震等の災害の場合は、国道事務所からの要請がなくても、地方整備局長等の判断で指定するケースも考えられる。

### <道路区間の指定の判断>

- ・ 道路区間の指定のための要件としては、「放置車両や立ち往生車両によって、緊急通行車両が通行する最低限の空間、例えば一車線すら確保されておらず、被災現場までの通行ルートを確認する必要がある場合」等を想定している。
- ・ 被災情報については、パトロールやCCTVカメラ、道路利用者からの連絡によるもののほか、自治体や自衛隊、消防等の関係機関からの情報も考慮する。
- ・ 道路区間の指定は、地震規模や被災状況を総合的に判断し、災害対策本部決定や内部決裁等により速やかに行う。
- ・ また、災害発生時には、迅速な道路啓開が必要であることから、十分な被災情報が収集できない場合でも、報道等の情報により地方整備局長等が総合的に判断し、指定を行うことができる。

### 【想定する事象】

(地震) 南海トラフ巨大地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等、地域単位で甚大な被害が発生し、道路が損壊もしくは大規模な渋滞等により、輸送路としての機能が喪失し、緊急通行車両の通行も困難な状態。

### ■ 事例



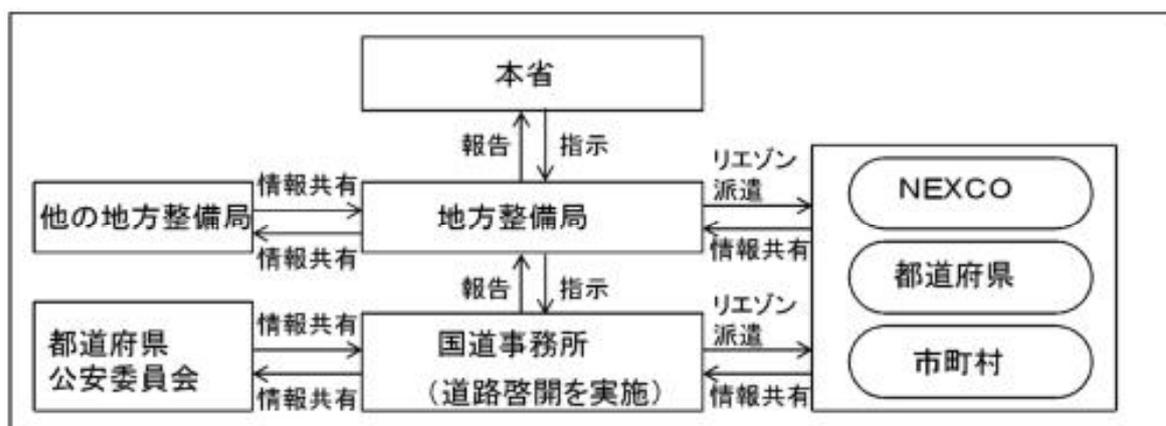
(大雪) 集中的な積雪により、広域的に道路交通が麻痺し、地域間の主要幹線の途絶、大規模な立ち往生が生じた、もしくは立ち往生車両の拡大が生じる可能性がある」と判断される場合。

■事例



<道路管理者間の連携>

- ・道路区間の指定に必要な被災情報の収集や共有が速やかにできるように、関係する道路管理者と連絡体制をあらかじめ構築しておくものとする。
- ・また、災害発生直後には、関係する道路管理者にリエゾンを派遣する等により、情報の収集、道路啓開に関する調整や指示を行うとともに、道路区間の指定についても連携を図る。
- ・さらに、災害の規模に応じて、他の地方整備局等と被害状況等について情報共有を行い、支援側の地方整備局等において応援の必要性等の判断材料として活用できるようにする。
- ・なお、体制は、想定される災害事象によって異なることに留意する。
- ・以下に、大規模災害時における標準的な連絡体制（案）の例を示す。



図：大規模災害時の連絡体制（案）

〇〇県 災害発生時の連絡表(調整会議構成メンバー)							
平成26年●月現在							
機関名	NTT回線		マイクロ回線		所属	役職等	氏名
	電話番号	FAX番号	電話番号	FAX番号			
〇〇地方整備局 道路部	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	道路管理課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			課長補佐	〇〇 〇〇
			●●●●●●			管理係長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			事業係長	〇〇 〇〇
〇〇地方整備局 〇〇国道事務所	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●	●●●●●●	—	副所長	〇〇 〇〇
			●●●●●●		道路管理 第二課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●		維持修繕係長	〇〇 〇〇	
〇〇県 県土整備部	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●	-	道路局 道路保全課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			副課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			班長	〇〇 〇〇
			●●●●●●			予防保全班	〇〇 〇〇
〇〇県警察本部 交通部	●●●●●●●● (7●●●●)	●●●●●●●●	-	-	交通規制課	課長補佐	〇〇 〇〇
			-			企画係長	〇〇 〇〇
〇〇県〇〇警察署	●●●●●●●●	●●●●●●●●	-	-	交通課	課長	〇〇 〇〇
			-			交通係長	〇〇 〇〇
〇〇市 土木部	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	建設課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●●●			課長代理	〇〇 〇〇
〇〇高速道路(株) 〇〇支社	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	保全サービス 統括課	課長	〇〇 〇〇
			●●●●●●●●			課長代理	〇〇 〇〇
〇〇高速道路(株) 〇〇支社 〇〇高速道路事務所	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	●●●●●●●●	〇〇高速道路 事務所	副所長	〇〇 〇〇
			●●●●●●●●			工務課長	〇〇 〇〇

図：連絡体制表の事例

## <道路区間の指定の方法>

- 道路区間の指定は、それぞれの区間の路線名及び起終点を示して行う。指定後も被災状況等に応じて、適宜、区間の追加、削除を行うものとする。
- 大規模災害時には、区域による指定も可能である。以下に指定の際の様式の例を示す。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を（指定・廃止）する。

平成〇年〇月〇日

国土交通省  
〇〇地方整備局長

（各区分指定の場合）

路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	新規
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	継続
国道〇号	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先から	〇〇県〇〇市 〇〇町〇〇地先まで	〇〇〇〇	廃止

（区域としての指定の場合）

路線名	区 間	延長 (m)	備考
国道〇号	国道298号から東京都心に向けての区間	〇〇〇〇	新規
国道〇号		〇〇〇〇	新規

例：法第76条の6第1項に基づく道路区間指定・区域指定

- 道路区間の指定にあたっては、大規模災害の発災直後は被災情報の把握が困難であることから、実際の道路啓開作業の有無に関わらず、想定される被災状況等をもとに幅広く道路区間を指定することも考えられる。
- また、被災地の外から被災地に向かうルートについても、緊急通行車両の通行が困難な場合は、道路区間の指定が可能であるので、迅速な道路啓開実施の観点からこれらのルートについても指定することをあらかじめ想定しておくことが必要である。

- 道路区間の指定に際しては、当該区間を管理する国道事務所に対して通知を行うとともに、関係機関とも情報共有を行う。以下に地方整備局長等から国道事務所長あての通知様式の例を示す。

事務連絡				
平成〇年〇月〇日				
〇〇事務所長 殿				
〇〇地方整備局長				
災害対策基本法に基づく道路区間の指定等について				
災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を（指定・廃止）するので通知する。				
記				
路線名	区 間		延長 (m)	備考
国道〇号	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	〇〇〇〇	新規
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		
国道〇号	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	〇〇〇〇	継続
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		
国道〇号	〇〇県〇〇市	〇〇県〇〇市	〇〇〇〇	廃止
	〇〇町〇〇地先から	〇〇町〇〇地先まで		

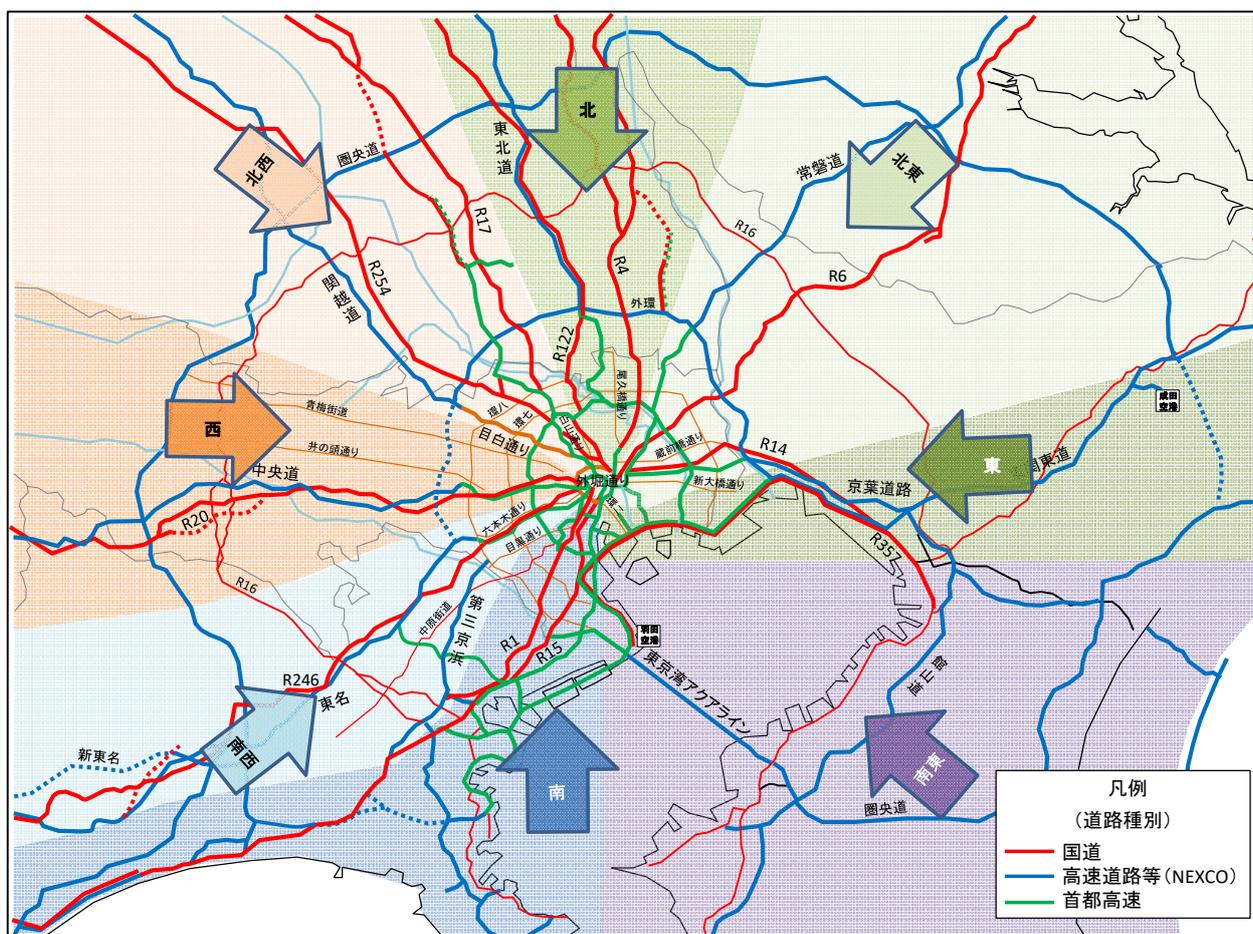
例：法第76条の6第1項に基づく道路区間の指定（事務所長への通知）

- なお、道路法第17条第7項、第48条の19第1項に基づく権限代行の際、道路区間の指定は、本来道路管理者から代行者に継承されるため、例えば、本来道路管理者である地方公共団体が車両等の移動を行う区間の指定等を行った後に、国が代行を開始する場合には、再度の区間の指定等を要せず、車両等の移動を行うことができる（「道路法等の一部を改正する法律の施行について（国道政第2号 令和7年4月16日）」参照）

## <道路啓開ルートの設定>

- ・道路啓開を迅速に行うためには、道路区間の指定を速やかに行う必要があることから、道路法第 22 条の 3 に基づく道路啓開計画において、道路啓開ルートを設定する。
- ・また、過去の大雪による車両等のスタックの発生状況や立ち往生車両の実態を踏まえ、あらかじめ、大雪時の予防的通行規制区間を設定しておくものとする。
- ・以下に首都直下地震の道路啓開ルート、大雪時の予防的通行規制区間の例を示す。

例) 首都直下地震に備えた道路啓開ルート



例) 大雪時の予防的通行規制区間のイメージ



## 2) 都道府県公安委員会との連携

### ① 指定の通知

#### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### (2) 内容

#### ① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

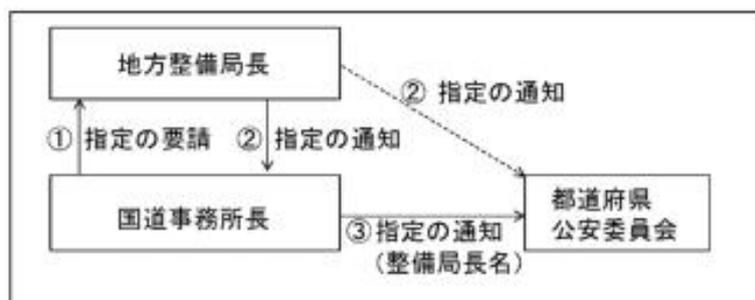
(略)

また、令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

#### 【解説】

#### ○指定の通知

- ・道路区間を指定する場合には、関係する都道府県公安委員会へ通知することとなっている。通知方法については、書面を原則とするが、やむを得ない場合には口頭でもよい。口頭の場合、事後速やかに書面を送付することとしている。



図：道路区間の指定の要請と通知の流れ（公安委員会への通知）

- ・公安委員会への通知は、あらかじめ送付先の担当部署を確認しておくとともに、所定の様式を作成しておくものとする。以下に通知文書例を示す。

<b>文 書 番 号</b> 平成〇年〇月〇日
〇〇公安委員会 殿
国土交通省〇〇地方整備局長
災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく道路区間指定について
災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり区 間指定するため、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき通 知します。
記
指定道路区間：国道〇号〇〇地先～〇〇地先 指定理由：緊急通行車両の通行確保のため
担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

例：都道府県公安委員会への通知文書例

## ② 指定の要請

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4関係）

##### （1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から道路管理者に対して、1の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

##### （2）内容

#### ① 都道府県公安委員会から道路管理者への要請について（第1項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は道路管理者の負担となる。

#### ② 都道府県公安委員会から機構等への要請について（第2項及び第3項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときであって、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間が会社管理高速道路又は公社管理道路であるときは、それぞれ機構又は地方道路公社に対し、当該道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

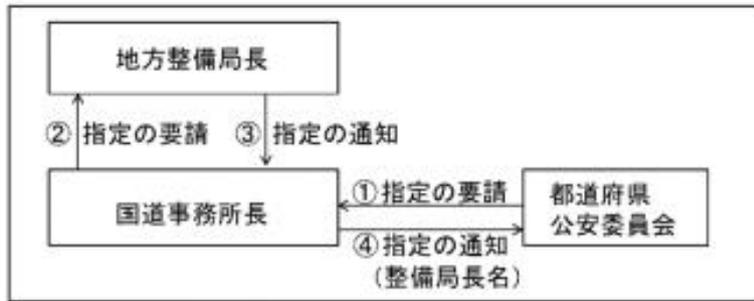
都道府県公安委員会から要請を受けた地方道路公社は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は地方道路公社の負担となる。

### 【解説】

#### ○指定の要請

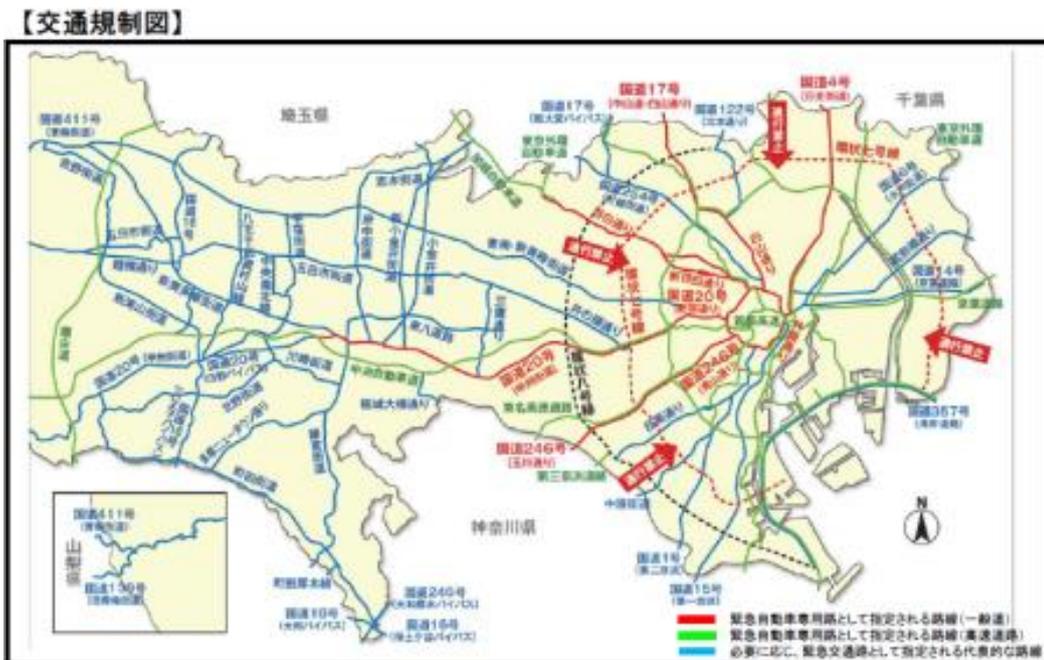
- ・公安委員会が緊急交通路の指定を行うために、道路管理者に啓開（指定道路区間の指定及び車両等の移動等の措置）を要請することができることとされている。
- ・要請する際の様式等の具体的な運用について、あらかじめ公安委員会と調整し決定しておくものとする。

- また、平時から、道路啓開ルートへの決定等について、防災に関する調整会議等の機会をとらえて、都道府県公安委員会との連携・調整を図るとともに、担当部署等の確認を行っておくものとする。



図：道路区間の指定の要請と通知の流れ（公安委員会からの要請）

- なお、都道府県公安委員会は、災害発生時に災害応急対策を的確かつ円滑に行うための緊急交通路の指定（災対法第76条）等を行うこととなっており、事前に規制の運用等について確認しておくものとする。
- 例えば、警視庁では、大震災発生直後に、道路交通法に基づく第一次交通規制を実施し、その後、災対法に基づく緊急交通路の指定を行うこととしている。



図：首都直下地震発生時における警視庁の通行規制（警視庁資料より）

### 3) 指定道路区間の周知

#### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### (2) 内容

#### ② 指定道路区間の周知について（第2項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

#### 【解説】

#### ○指定道路区間の周知について

- ・ 災対法に基づく道路区間指定を行った場合は、当該指定道路区間内の道路利用者に対し、指定内容を周知することになるが、具体的な周知方法は以下のものを想定している。
  - －道路情報板、SNSによる情報提供
  - －日本道路交通情報センター（ラジオ等）を利用した情報提供
  - －当該指定道路区間に立て看板を掲出
  - －ホームページ、記者発表 等
- ・ なお、必ずしも上記の方法すべてを実施できなくてもよいが、あらかじめ情報提供の内容や掲示等の周知方法について準備しておく必要がある。
- ・ また、必ずしも当該指定道路区間内の道路利用者全てに確実に周知することは必要とされていないが、周知の行き届かなかった者に対しては、移動命令等を行う際に当該道路が指定されていることを説明するものとする。
- ・ 立て看板は、指定道路区間の起終点に設置するほか、通行車両の多い交差点等、適宜設置するものとし、道路啓開作業とあわせて設置するものとする。
- ・ 災害時の車両移動の協力等について、あらかじめ、ホームページや現地での看板等において、周知しておくことも重要である。
- ・ 以下に周知方法の例を示す。

<文案例>

例 1) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 放置車両移動作業中。

例 2) 国道〇〇号〇〇～〇〇間 緊急車両の通行確保のため放置車両移動中。

例：道路情報板による周知

<文案例>

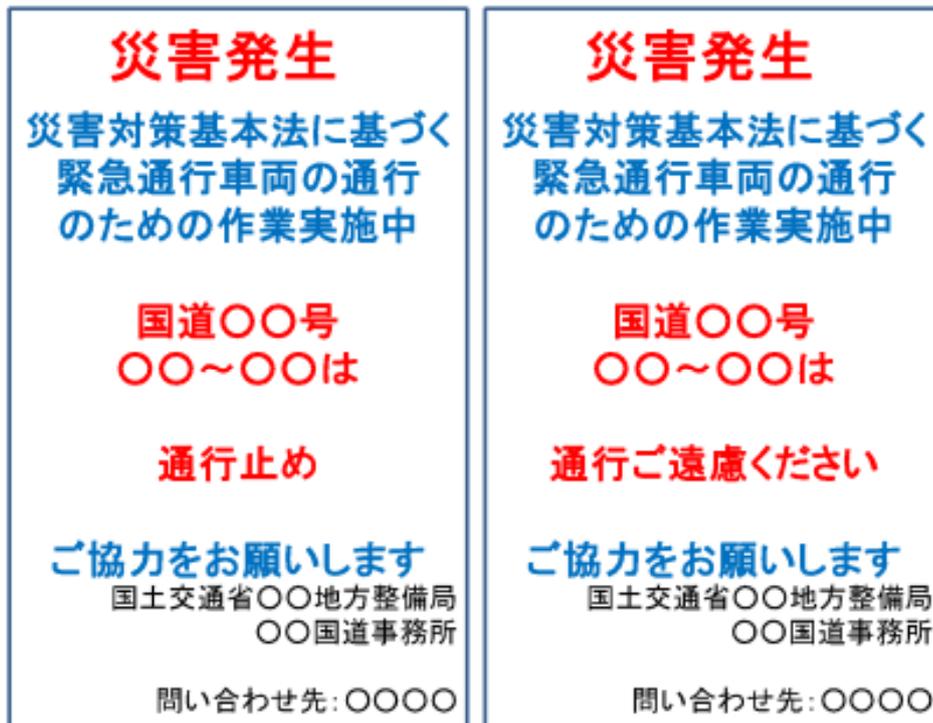
- ・国土交通省〇〇地方整備局は、〇日〇時頃発生した〇〇を中心とする震度 6 の地震対策のため、国道〇〇号〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第 7 6 条の 6 の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

例：ラジオによる周知（地震の場合）

<文案例>

- ・国土交通省〇〇地方整備局は、〇日からの〇〇地方の大雪対応のため、国道〇〇号〇〇～〇〇間を、災害対策基本法第 7 6 条の 6 の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保する区間に指定しました。
- ・当該区間においては、緊急通行車両の通行が確保できない場合、運転者に車両等の移動をお願いするほか、場合によっては道路管理者が車両の移動を行いますので、道路管理者の指示に従って行動してください。

例：ラジオによる周知（大雪の場合）



例：立て看板による周知  
 (左：通行止め+道路区間指定の場合、右：道路区間指定のみの場合)

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Press Release

平成〇年〇月〇日  
 国土交通省〇〇地方整備局

緊急車両の通行を確保するため、災害対策基本法に基づき、国道〇号〇〇～〇〇間を区間指定し、放置車両・立ち往生車両の移動等の作業を実施します

〇〇災害のため、緊急通行車両の通行を確保することを目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定します。当該区間においては、道路啓開作業を実施し、放置車両や立ち往生車両等の移動を行います。

記

路線名	指定する道路区間
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇 〇〇県〇〇市〇〇～〇
国道〇号	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
国道〇号	〇〇県〇〇市内の全区間

〈問い合わせ先〉  
 国土交通省〇〇地方整備局〇〇国道事務所 〇〇、〇〇  
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

例：道路区間指定及び車両等の移動に関する記者発表資料

## ○広域的な道路情報の発信について

- ・ 災対策に基づく道路区間指定を行うような大規模な災害が発生した場合には、道路啓開活動を迅速に行い、救急救命部隊のいち早い被災地への進入を支援するため、被災地にできるだけ一般の車両等を進入させないように、広域ネットワークによる迂回の呼びかけが必要となる。
- ・ 呼びかけにおいては、高速道路会社をはじめとした他の道路管理者、都道府県公安委員会等の関係機関と連携して実施する必要があり、道路情報板、ホームページ、SNS等により、道路利用者へ広く呼びかけるとともに、トラック、バス等の輸送団体への協力要請も重要となる。
- ・ また、道路利用者への周知方法として、新聞広告やチラシ等の活用も検討することも考えられる。

## 4) 車両等の移動

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### (2) 内容

#### ① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

(略)

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

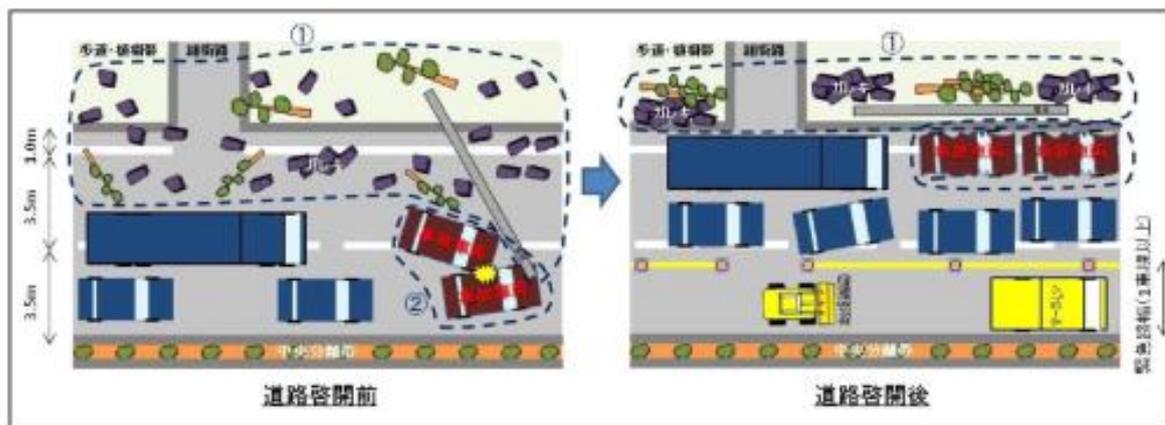
等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

### 【解説】

- ・車両等の移動については、「運転者等への移動命令」、「道路管理者自らによる移動」のいずれかにより対応することとなる。
- ・地方整備局等の職員が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、国土交通省の身分証明書を携行し、対応するものとする。また、国土交通省から委託された民間事業者においても、身分証明書を携行するものとし、地方整備局等の職員が不在であっても民間事業者が単独で対応が可能となる。
- ・現場での車両等の移動は、指定道路区間を指定した後に実施することとなるが、周知と同時に実施することは差し支えない。
- ・道路啓開により確保する幅員及び車線は、被災地の人口や周辺状況等に応じて判断することになる。
- ・例えば、東日本大震災では、緊急措置として、まずは救命救急のためのルートとして1車線分の道路啓開を実施し、その後、順次必要な幅員を確保した。
- ・以下に、首都直下地震および平成26年2月の関東甲信地方の大雪と同等規模の大雪があった場合に現在想定しているオペレーションを示す。

例) 首都直下地震による放置車両を想定したオペレーション

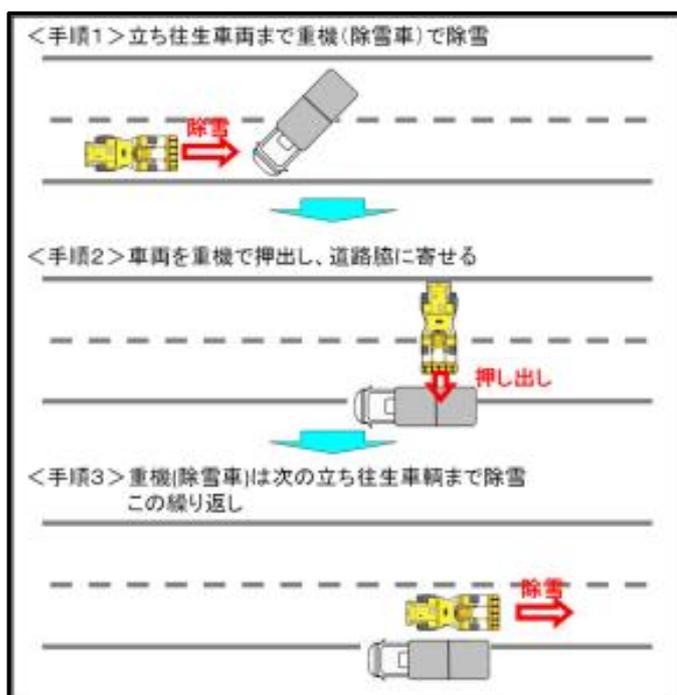
- ・緊急通行車両の通行のため、片側1車線（上下2車線）を確保する。
- ・放置車両は、道路の左側に移動もしくは移動するスペースが無い場合には、沿道の民地を一時使用する。



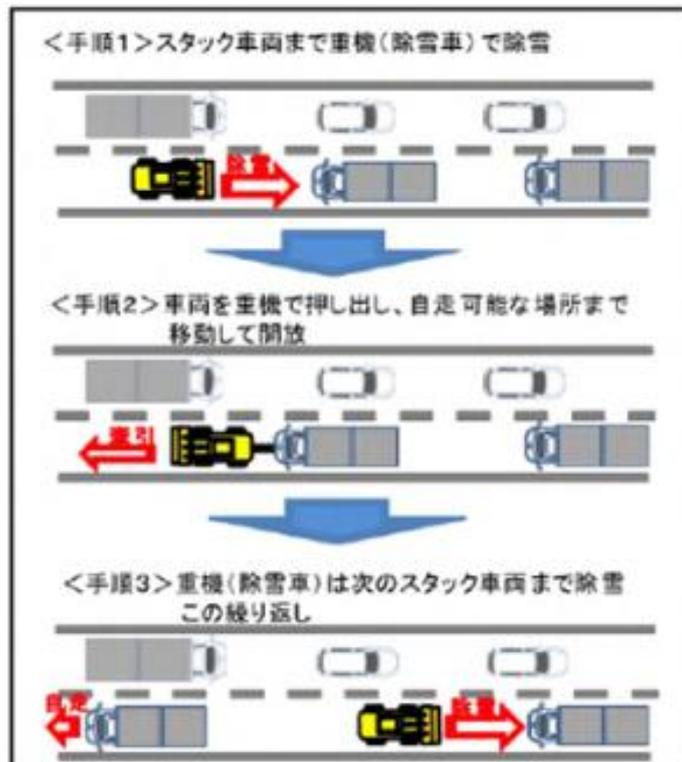
図：地震時の車両移動イメージ

例) 大雪による大規模立ち往生を想定したオペレーション

- ・スタック車両を早期に排除するため、除雪車両等の重機によりスタック車両の牽引や押し出しを行い、立ち往生車両の発生を防ぐ。
- ・多数の立ち往生車両の発生により除雪作業に時間を要する場合は、除雪車両等の重機による車両の牽引や押し出しを行い、除雪作業時間の短縮を図る。



図：立ち往生車両の発生を防ぐための対策イメージ



図：大雪により立ち往生車両が連担した場合の車両移動イメージ

## ① 運転者等への命令による移動

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### （2）内容

#### ① 指定道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

（略）

その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

（略）

### 【解説】

#### ○車両等の移動命令について

- ・道路啓開作業の支障となる車両の運転者等に対して、地方整備局等の職員等（国土交通省から委託された民間事業者が単独で行う場合を含む。）は、災対法に基づく措置であることを説明した上で、車両等の移動先を指示し、車両等を移動させるものとする。
- ・車両等の移動先は、道路外もしくは道路の左端を想定しているが、現場の状況に応じて適宜判断する。
- ・数多くの運転者等に同時に命令を伝える必要がある場合には、拡声器等で各運転者に同時に聞こえるようにするとともに、自治体が用意した運転者向け避難所で呼びかける等の工夫を行うことが必要である。
- ・なお、書面の提示により命令することのほか、口頭での命令も可能であり、現場の状況に応じて適宜判断する。以下に、発言案、様式の例を示す。

- 国土交通省〇〇国道事務所の〇〇です。（〇〇国道事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です。）
- この道路は、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- 緊急通行車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側路肩に移動して下さい。

例：車両移動命令を行う際の発言案

平成〇年〇月〇日
運転者各位
国土交通省〇〇地方整備局長
災害対策基本法第76条の6第1項の 規定に基づく移動命令について
この道路は、災害のため、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の通り、緊急車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
緊急車両の通行のため、速やかに指定道路区間以外に移動するか車両を左側に移動してください。
記
指定理由：緊急通行車両の通行確保のため
担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇（〇〇）〇〇〇〇

例：車両移動命令を行う場合の書面

## ② 道路管理者自らによる車両等の移動

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

##### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### （2）内容

##### ③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 道路管理者が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

（略）

### 【解説】

#### ○道路管理者自らによる車両等の移動について

##### <道路管理者が自ら車両等を移動する条件>

- ・道路管理者自ら行う車両等の移動については、法76条の6第3項では、3つのケースを想定している。
- ・なお、地方整備局等の職員が不在で国土交通省から委託された民間事業者が単独で対応する場合も同様となる。

##### （i）車両等の移動命令に対して、速やかに車両等の移動を行わない場合

- ・運転者等は、車両等又はその近傍におり、命令は受けることができるが、本人の意思等により当該車両等の移動に応じない場合のほか、移動に応じる意思はあっても、タイヤのパンクや燃料切れ等により直ちには移動に応じられない場合等が考えられる。
- ・繰り返し、移動命令等を伝えても移動を行わない、もしくは直ちに移動を行うことができない場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行うものとする。

- ・その際の通知の方法については、書面によることが望ましいが、時間がないときには口頭によるもののみでも差し支えない。

(ii) 運転者等が不在で、運転者等による車両等の移動ができない場合

- ・運転者等が何らかの事情により、車両等から離れており、運転者等によって車両等の移動ができない場合等が考えられる。
- ・運転者等が近傍にいる可能性もあるため、拡声器等で呼びかけを継続するが、車両等への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行うものとする。

(iii) 前後に車両等が近接しており、運転者等が自らの運転で車両等の移動ができない場合、事故等により運転ができない状態の場合等、道路管理者による移動がやむを得ない場合

- ・車両等が連坦し、幅員方向にも車両等の待避の余地がない等、運転者等が車両等においても移動ができない場合等が考えられる。
- ・その場合は、法第76条の6に基づき、道路管理者による車両の移動を行う旨を運転者等に通知するとともに、車両への移動理由の掲示等、所定の手続きを行い移動を行うものとする。

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

(略)

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。

(略)

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

## 【解説】

### <やむを得ない限度の破損>

- ・車両等の移動の際には、現場の判断でやむを得ない限度で車両等を破損させることができることとなっており、破損の形態としては、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを破壊、重機で車両等を持ち上げる際の擦り傷や凹み、駆動系や制御系の損傷、段積みによる破損等が想定される。
- ・「やむを得ない限度での破損」とは、これらの様々な破損がある中で、災害時の状況に応じて判断されるべきものであり、車両等の移動に複数の方法がとり得る場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ、最も破損の度合いが低い方法を選択した結果生ずる破損である。
- ・なお、窓ガラスを破損した場合等、降雨により車内設備が劣化することも想定されるが、道路啓開作業後に、破損箇所をシート等の簡便な方法でふさぐ等、可能な範囲で損傷が拡大しないような措置も必要である。

### <車両等の移動時におけるトラブル対応等>

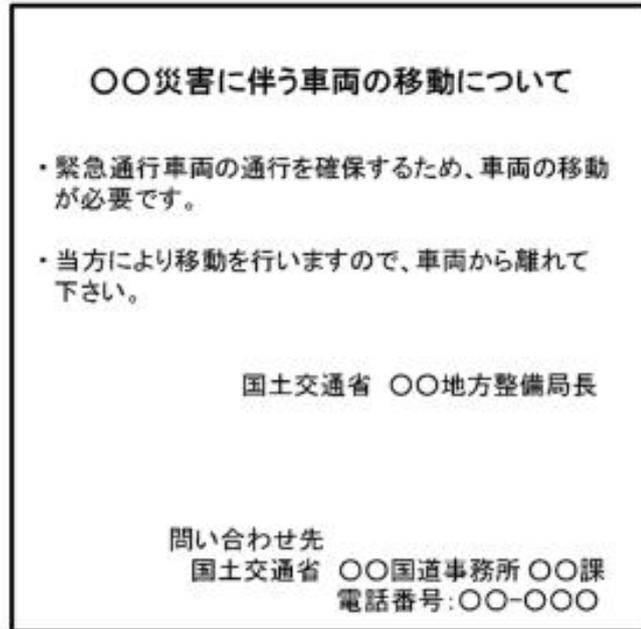
- ・車両等の移動方法は、現場の職員および道路管理者から委託された民間事業者が判断するものとするが、重大な損傷を伴う場合や、判断に迷う場合には、適宜、事務所等に相談して実施するものとする。（道路管理者から委託された民間事業者が単独で行う場合も同様の対応とする。）
- ・なお、運転者等による不法行為等を認知した場合には、警察に通報するとともに、事務所へ応援等を要請するものとする。

### <その他留意事項>

- ・レッカー車やホイールローダによる移動の際には、ガソリン漏れ等に十分留意し、危険のないように行う必要がある。
- ・トラック等を移動する際には、積み荷の種類を可能な限り確認し、危険物等が積載されている場合等、積み荷の種類及び状況に応じて、注意して移動を行うものとする。
- ・ハイブリッド車、電気自動車等を移動する際には、感電等に注意して移動を行うものとする。

### ○車両等の移動を行う際の通知について

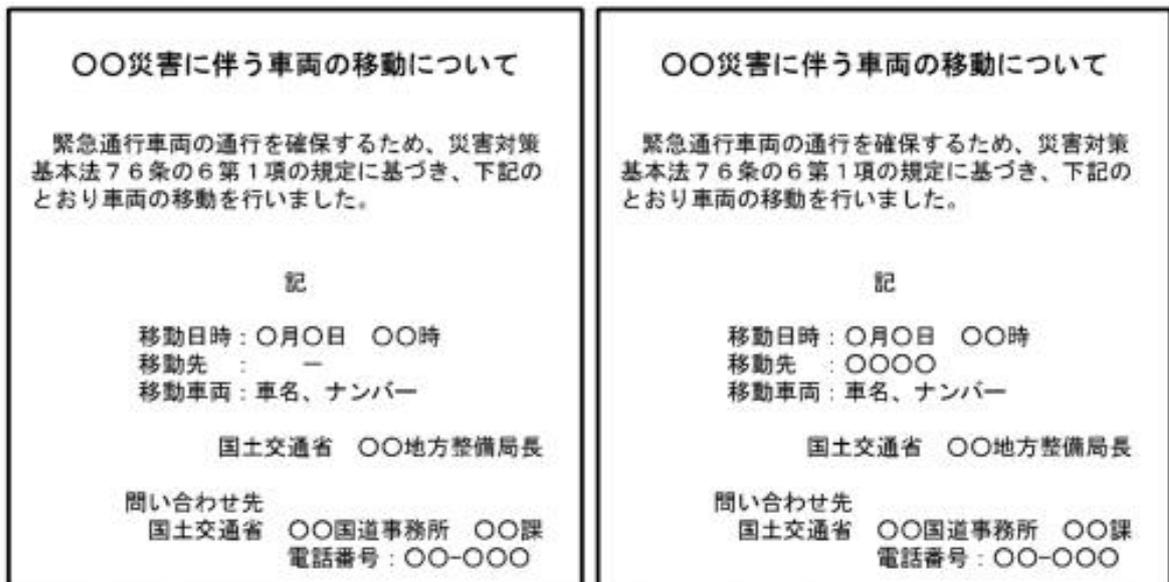
- ・（i）のケースで、運転者等が車両等の移動命令に従わない等により、道路管理者自らが車両等の移動を行う場合において、運転者等に車両等の移動を行う旨を文書にて通知を行う場合の様式例を次に示す。



例：車両等を移動する際の運転者等への通知の書面

○車両等を移動した際の掲示について

- ・運転者等が現場付近にいない事を確認した上で、車両等の移動にあたっては、移動した車両等に移動理由、移動した道路管理者名（連絡先含む）を掲示するものとする。
- ・なお、一定距離以上（原則として50メートル以上）車両等を移動させた場合または道路外へ移動した場合は、道路の縁石や防護柵、視線誘導標等にも掲示するものとする。掲示する様式の例を以下に示す。



例：車両等を移動した際の車両等への掲示（左：近隣への移動、右：50m以上移動）

【施行通知】

第二 改正法の趣旨及び主な内容

1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

(2) 内容

③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

(略)

その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

(略)

【解説】

○車両等の移動記録について

- ・道路管理者が自ら車両等を移動する場合（道路管理者から委託された民間事業者が単独で行う場合を含む。）には、移動の前後の状態を写真等により記録するものとする。その際、移動が必要な車両等が多数存在し、記録に時間を要し作業に支障に及ぼす場合等は、重機のキャビンに取り付けたビデオ等で車両移動作業等を記録する等、効率的な方法にて行うものとする。以下に、車両等を移動する際の記録票の例を示す。

車両移動記録票	
作業実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
対象車両	車名、ナンバー
運転手の有無	不在
移動日時	〇月〇日〇時
移動内容	道路内路肩に移動、沿線民地に移動、一時保管場所（〇〇）に移動（使用重機：除雪ドーザ）
破損状況	後方バンパーへこみ
その他	作業者（〇〇建設）
状況写真	
移動前	
移動後	
記入者 〇〇国道事務所 〇〇〇〇	

例：車両等を移動した際の記録



例：ドライブレコーダーによる記録

## 【施行通知】

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### （2）内容

##### ③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

（略）

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長。以下同じ。）に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

## 【解説】

### ○警察署長への情報提供について

- ・車両等の移動を行った場合には、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合には、当該高速道路を管轄する高速道路交通警察隊長）に対して、記録した情報をできるだけ速やかに提供するものとする。

### ○現場対応能力の向上のための準備について

- ・重機及びそれらに取り付ける移動用のアタッチメント等の資機材等をあらかじめ準備しておくとともに、放置車両や立ち往生車両の移動について、実働訓練等を実施し、対応能力の向上に努めるものとする。
- ・平時より、関係する道路管理者や関係機関（警察、消防、自衛隊等）との情報共有及び連携強化を図り、各関係機関と連絡手段等について取り決めておくことが望ましい。

## ○運転者等への支援について

- ・大雪時の車両移動において、近隣に避難する場所がなく、作業が長時間に及ぶ場合には、運転者等への健康上の配慮から、避難場所の提供や食料の配付、トイレの手配、燃料の支給等について、自治体と連携して実施することが重要である。

## ○道路法第67条の2との関係

- ・法第76条の6第1項の規定に基づき区間指定を行った道路においては、緊急に車両移動等が必要とされており、また、手続きの一貫性を確保できることから、原則として、道路法第67条の2第1項の規定が適用可能な車両等の移動についても、法第76条の6各項の規定に基づく措置を執ることとする。ただし、道路法第67条の2第1項の規定を適用すべき特別の事情がある場合において、当該規定の適用が排除されるものではない。

## 5) 民間事業者等との連携

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

##### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (3) 移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

(2) ①の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達（法第76条の6第1項）や、(2) ③の車両の移動等（法第76条の6第3項）及び(2) ④の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等（法第76条の6第4項）については、道路管理者の名義と責任のもとに、実際には、主として道路管理者の職員や道路管理者から委託を受けた民間事業者が行うことが想定される。なお、法第76条の6第3項では、「道路管理者は、『自ら』第一項の規定による措置をとることができる。」とあるが、これは、道路管理者のみが車両の移動等の物理的行為を行うという意味ではなく、命令の相手方となりうる車両等の占有者等に「代わって」行うという意味であることを申し添える。また、道路管理者から協力・応援の要請を受けた他の道路管理者（例えば、国や都道府県の道路管理者が、被災市町村の道路管理者の応援を行う）が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。

道路管理者においては、現場での混乱を防ぐため、これらの道路管理者以外の主体との間で、改正法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事前計画において明示する等の方法により、平時から、道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て指定道路区間内において行われる改正法に基づく車両の移動等は道路管理者の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる道路管理者以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、道路管理者から他の道路管理者への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。

(略)

また、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる改正法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

## 【解説】

### ○関係機関との協定締結について

#### <協定の内容>

- ・ 災対法に基づく措置は、道路管理者が行うこととなっているが、実際の運転者への移動命令伝達や、車両等の移動の多くは、協定等又は委託契約により道路管理者が委託している民間事業者（建設業者、レッカー業者等）が行うこととなる。
- ・ そのため、あらかじめ民間事業者との協定を締結しておくものとする。道路啓開を円滑に行うため、協定では以下のような項目を取り決めておくものとする。
  - (1) 啓開作業の内容
  - (2) 啓開作業開始の連絡方法（連絡が取れなかった場合の対応）
  - (3) 集結場所
  - (4) 車両移動命令及び車両移動措置に際しての留意事項
  - (5) 職員不在の場合の対応 等

#### <事前の備え>

- ・ 通常の通信手段が使えないことを想定して、道路管理者から委託された民間事業者が自動的に参集する基準の設定や情報を民間事業者に伝達する手段等について、あらかじめ準備しておくものとする。
- ・ 民間事業者との協定締結に際しては、災害発生時に複数の道路管理者から重複して出動が要請される可能性があることから、他の道路管理者との協定状況を確認しておくものとする。

災害時における災害応急対策業務に関する協定への  
車両移動関係の記載事例

(災害業務内容)

第●条 甲が、乙に対し要請を行う災害業務は、・・・、災害対策基本法第76条の6  
(以下「災対法」という)に基づく車両移動、・・・

第●条 また、災対法に基づき車両移動を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく  
車両移動の運用に関する手引き」により行うものとする。

(出動要請)

第●条 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要  
請があったものと見なし、乙の判断で出動するものとする。なお、集結場所は、  
●●(出張所、●●除雪ステーションなど)とする。

(実施区間)

第●条 実施区間は、一般国道●●のうち、●●～○○(通称：RO-O)とする。

2 災害等の状況により、甲は乙に対し、必要として上記に規定する業務実施区間以  
外に出動を要請することができるものとし、乙は、原則としてこれに応じるもの  
とする。

(身分証明書の発行)

第●条 災害対策基本法に基づく車両移動を行う場合には、乙は、甲が別途発行する「身  
分証明書」を携帯するものとする。

(建設資機材等の報告)

第●条 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知する  
ものとする。

2 乙は、あらかじめ災害時に備え、災害業務に際し使用可能な建設資機材等の数量  
を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

3 甲は、乙より報告された災害業務に使用可能な建設資機材について、甲が指定す  
る保管場所に保管することを要請することができる。

(訓練)

第●条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合には、参  
加するものとする。

2 乙は、災害対策用機械の運搬、展開補助を円滑に行うために甲が実施する操作訓  
練に参加するものとする。

甲：国土交通省 ○○地方整備局 ○○国道事務所長 ○○○○(印)

乙：(株)○○ 代表取締役社長 ○○○○(印)

例：民間事業者等との協定書記載例

## 【施行通知】

### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### （3）移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

（略）

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること（権限を有する道路管理者の意思であること）を明示する書面を手交しておくこととされたい。

（略）

## 【解説】

### <身分証明書>

- ・また、地方整備局等の職員等が現場に不在の場合も想定されるが、道路管理者から委託及び指示されたことを示す証明書をあらかじめ協定締結時等に発行することで、道路管理者から委託された民間事業者が単独で対応することが可能となる。以下に身分証明書の例を示す。

発行番号：第〇号	
<b>身 分 証 明 書</b>	
会社名：〇〇〇〇(株)	
住 所：〇〇〇〇	
上記の者は、〇〇協定に基づき、災害対策基本法第76条の6の措置を行うことを委託した者であることを証明する。	
有効期間：〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日	
発行日：〇〇年〇〇月〇〇日	
発行者：国土交通省〇〇地方整備局長 印	

例：民間事業者等に交付する身分証明書

## 6) 土地の一時使用

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

##### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

##### (2) 内容

##### ④車両等の移動のために必要な土地の一時使用について（第4項）

道路管理者は、①及び③の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、必要な限度における竹木その他の障害物の処分を行うに当たっては、道路管理者は、保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応するなど、関連する規定を遵守し、十分に留意して行うものとする。

### 【解説】

#### ○民地の一時使用について

- ・車両等の移動において、道路敷地内に移動スペースが無い場合や周辺に公有地等が無い場合、現場の判断で、沿道の民地（駐車場、空き地、田畑等）を一時的に使用するものとする。
- ・道路管理者が車両等の移動を行う場合には、災対法による権限を行使することとなるため、道路管理者の身分証明書を携行し、対応するものとする。また、道路管理者から委託された民間事業者においても、身分証明書を携行するものとする。
- ・一時使用を行う場合は、地方整備局等の職員等が、民地の所有者及び使用者が現場で容易に見つかる場合は、口頭により道路啓開のため使用する旨を説明することとなるが、所有者及び使用者が容易に見つからない場合、もしくは、同意が得られない場合には、同意を得なくても民地の使用やそれに伴う竹木等の処分が可能であり、その場合には、土地の使用・処分の理由、使用した道路管理者（連絡先含む）を掲示するものとする。以下に所有者への発言案、土地への掲示案を示す。

- 国土交通省〇〇国道事務所の〇〇です。（〇〇国道事務所から委託を受けている〇〇株式会社の〇〇です）
- 〇〇災害のため、国道〇〇号〇〇～〇〇の区間は、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、緊急通行車両の通行を確保するため道路啓開作業を行う区間に指定されました。
- 緊急通行車両の通行を確保するため放置車両を移動しているところですが、放置車両の移動先が無いことから、〇〇を一時的に利用させていただきます。

例：土地の一時使用の際の発言内容

**〇〇災害に伴う土地の一時的使用について**

緊急通行車両の通行を確保するための放置車両の移動に伴い、災害対策基本法76条の6第1項の規定に基づき、この土地を一時的に使用しております。

記

利用開始時：〇月〇日 〇〇時  
利用目的：放置車両の保管

国土交通省 〇〇地方整備局長

問い合わせ先  
国土交通省 〇〇国道事務所 〇〇課  
電話番号：〇〇-〇〇〇

例：土地の一時使用の際の掲示物

- 民地の使用を迅速に行うため、道路法第22条の3に基づく道路啓開計画で定められた道路啓開ルートを踏まえ、沿線の公有地や空き地等を把握しておくものとする。
- なお、民地使用に伴い竹木を処分する場合には、保存樹木等、価値のある樹木（植木）の場合もあることから、必要最小限の範囲で行うとともに、作業には十分注意するものとする。

○一時使用の記録について

- ・ 民地の一時使用を行った場合は、事後に補償することも生じるため、一時使用場所の使用前後の写真やビデオ等により記録しておくものとする。



写真：東日本大震災における被災車両等の仮置き場の例（震災伝承館HPより）  
 ※被災した車両約 71,000 台を仮置き場に移動（平成 26 年 8 月 11 日現在）

土地の一時使用記録票	
指置実施場所	国道〇〇号〇〇区〇〇町〇丁目地先
使用開始日時	〇月〇日〇時
使用目的	〇〇災害における移動車両の仮置き
土地所有者（権利者）	調査中
現在の用途	行木場跡
作業実施者	〇〇建設
連絡先	国土交通省〇〇国道事務所 TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
状況写真	
使用 前	
使用 後	
記入者 〇〇建設（株） 〇〇〇〇	

例：土地の一時使用した際の記録

## ○道路法第68条（非常災害時における土地の一時使用等）との関係

- ・ 災対法第76条の6第1項の規定に基づき区間指定を行った道路においては、基本的に同条各項の規定に基づく措置により対処することとなる。災対法第76条の6各項の規定に基づく措置のみでは、手続きの時間的制約があり、必要な災害応急対策が実施できないといった場合に限り、道路法第68条の適用によって対処することが想定される。

## 4. 地方公共団体への指示

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 3. 国土交通大臣又は都道府県知事からの指示について（法第76条の7関係）

##### （1）趣旨

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のネットワークで被災現場までのルートを確認することが必要である。このため、道路管理者が1の措置を行うに当たって、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は指定都市以外の市町村に対し、必要な指示を行うことができることとする規定を設けることとした。

（略）

##### （2）内容

国土交通大臣は指定区間外の国道、都道府県道及び市町村道に関し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを指示することができるものとした。具体的には、広域的な観点からみると、車両の移動等が必要にもかかわらず、情報の不足等により作業が遅れる箇所が発生した場合に、当該箇所の車両の移動等を行うよう指示する場合が想定される。

（略）

### 【解説】

#### ○地方公共団体への指示について

- ・ 高速道路、国道、都道府県道、市町村道をネットワークとして俯瞰的に捉え、地方公共団体が管理する道路において、放置車両や立ち往生車両の移動が必要と判断した場合に、地方公共団体に指示を行うものとする。
- ・ 具体的には、直轄国道や高速道路が被災しており、緊急通行車両の通行ルートを確認するため、都道府県等が管理する道路を迂回させる必要がある場合等を想定している。以下に、首都直下地震及び大雪時の例を示す。

例) 首都直下地震を想定した自治体管理道路への指示 (八方向作戦)

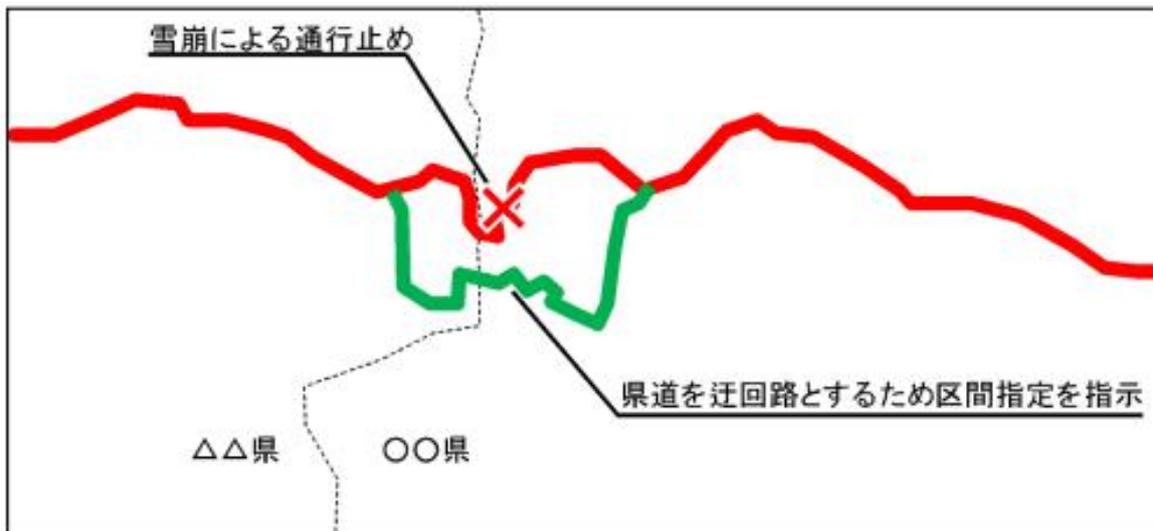
直轄国道が大規模地震で被災し、復旧に時間を要することから、迂回路となる都道に道路区間指定及び道路啓開を指示するケース



図：八方向作戦における道路啓開イメージ

例) 大雪時を想定した自治体管理道路への指示

直轄国道が大規模な雪崩で通行止めとなり、迂回路となる県道に道路区間指定及び道路啓開を指示するケース



図：雪崩を想定した道路区間指定イメージ

- 指示の方法については、地方整備局長等の命を受けた担当者が、関係する道路管理者に書面もしくは口頭により、道路啓開が必要な理由、対象路線及び区間等を指示するものとする。ただし、口頭で指示した場合は、事後において速やかに書面を送付するものとする。以下に書面及び口頭での発言案を示す。

文 書 番 号 平成〇年〇月〇日
〇〇県知事 殿
国土交通省〇〇地方整備局長
災害対策基本法第76条の7の規定に基づく指示について
地震発生のため、国道〇〇号〇〇～〇〇の区間において、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路啓開作業を行っていますが、県道〇〇線を迂回路として利用する必要があるため、災害対策基本法第76条の6の措置を実施するよう指示します。
対応の可否について回答をお願いします。
記
指示区間：県道〇号〇〇地先～〇〇地先
指示理由：緊急通行車両の通行確保のため
担当：〇〇国道事務所〇〇課〇〇 電話〇〇(〇〇)〇〇〇〇

例：地方公共団体への指示の際の書面

- 国土交通省〇〇国道事務所の〇〇です。〇〇地方整備局長の指示で連絡しております。
- 地震発生を受け、緊急通行車両の通行確保のための道路啓開を実施しています。〇〇県が管理する県道〇〇線〇〇～〇〇について、災害対策基本法第76条の6により、直ちに道路区間指定をお願いします。なお、道路啓開について、対応が可能かどうか、直ちに回答をお願いします。
- なお、対応が難しい場合は、国土交通省が代わって道路啓開を行う用意がありますので、災害対策基本法第74条の3に基づく要請の手続きをお願いします。

例：地方公共団体への指示の際の発言内容

## 5. 地方公共団体への支援

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 3. 国土交通大臣又は都道府県知事からの指示について（法第76条の7関係）

##### （1）趣旨

（略）

なお、市町村から都道府県に対し、また、都道府県から国に対し、道路啓開を要請しようとする場合については、災害対策基本法において、今回の改正による車両の移動等に限らず、災害対策応急対策全般について、被災市町村から都道府県に対し、また、被災都道府県から国に対し、災害応急対策の実施を要請することができ、国及び都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないとする規定（第68条、第74条の3）があり、こうした規定を必要に応じて活用しつつ、各道路管理者において対応されたい。

##### （2）内容

（略）

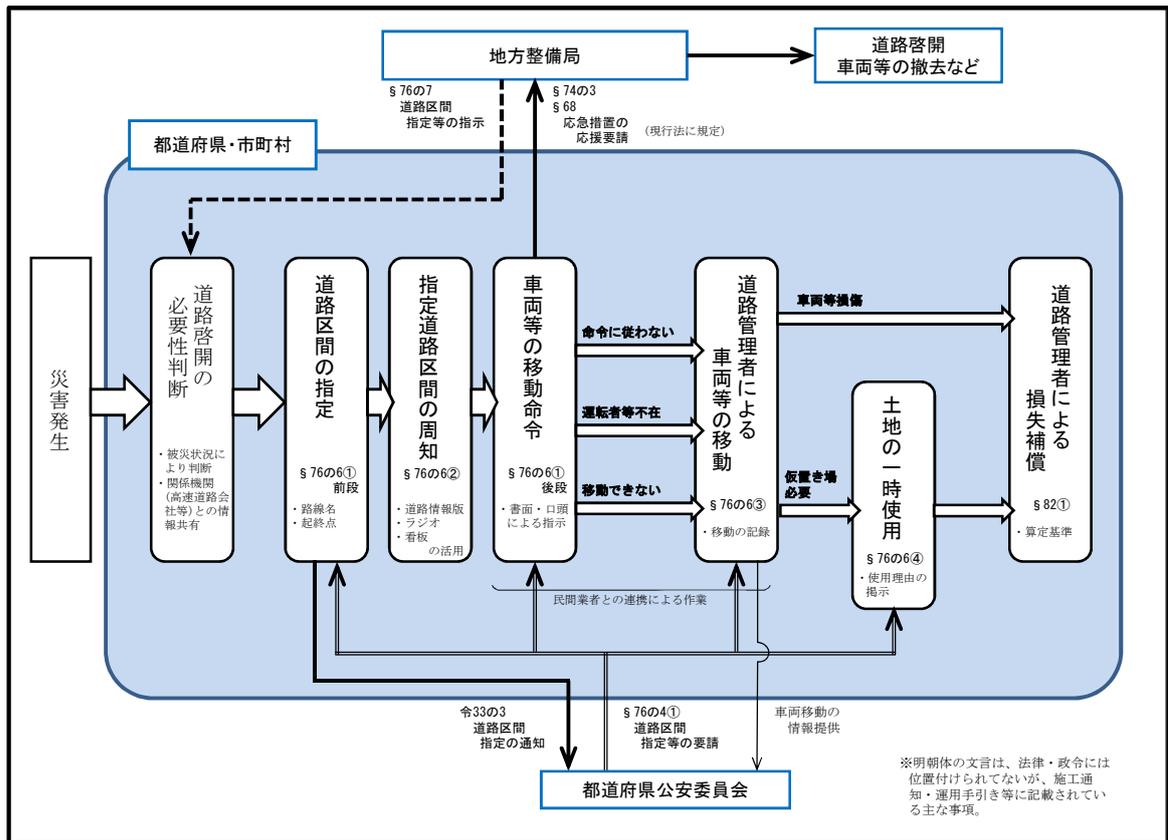
この場合、指示を受けた都道府県や市町村が、人員や資機材の関係などで、当該指示を履行しがたいときは、国や都道府県など指示の内容を履行する能力のある者に対して速やかに車両移動に対する支援を要請することが想定されるため、可能な範囲で実施するなど適切に対応するものとする。その際、車両の移動等に係る費用は原則として要請した道路管理者の負担となる。

（略）

### 【解説】

#### ○災害時における地方公共団体への支援の仕組み

- ・災害時の地方公共団体への支援については、法第76条の6の規定、第76条の7の規定にかかわらず、従来より都道府県知事から地方整備局長等への応援要請規定（法第74条の3）、市町村長から都道府県知事への応援要請規定（法第68条）があり、国及び都道府県は、正当な理由がない限りその実施を拒んではならないとされている。
- ・また、この他にも、地方整備局等と都道府県および市町村との間では、大規模災害時等における支援協定等が締結されており、従来から TEC-FORCE 等の派遣により、地震、風水害、大雪等の災害時に支援を行っているところである。
- ・今回の法改正による車両等の移動についても、これまでの災害時における支援と同様に、地方公共団体からの書面や口頭による要請を受けて国土交通省が支援を行うことができる。ただし、口頭で要請された場合は、事後において速やかに書面を受領することが必要である。
- ・地方公共団体に対し、法第76条の7による指示を行う際には、必要に応じて国土交通省の支援の用意があることを説明するものとする。



※地方整備局へ応急措置の応援要請を行った場合は、地方整備局にて道路啓開（車両等撤去など）を行い、その他の手続きや作業（移動の記録など）は都道府県市町村にて行う。

図：地方公共団体の国に対する支援要請の流れ

### ○地方整備局等における支援窓口の整備

- ・あらかじめ、都道府県から地方整備局等、市町村から国道事務所に支援要請があることを想定し、それぞれに担当窓口および担当者を決め、双方の連絡先等を交換しておくものとする。
- ・なお、地方整備局等及び国道事務所における災害時応援協定等において、既に窓口が整備されている場合は、それを活用することで差し支えない。

### ○地方整備局等による人員、資機材の支援

- ・地方公共団体から支援要請があった場合には、被災状況、要請内容等を踏まえ、人員、資機材等を派遣するものとする。
- ・自らの地方整備局等において対応が難しいと判断される場合には、本省に対し他の地方整備局等への応援派遣の指示を依頼するものとする。

## 6. 損失補償

### 【施行通知】

#### 第二 改正法の趣旨及び主な内容

#### 4. 損失補償について（法第82条関係）

##### （1）趣旨

1（2）③及び④の措置によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるため、これを正当に補償するため、災害対策基本法の損失補償に関する規定に所要の改正を行うものとした。この場合に行う損失補償は、車両の移動等や、土地の一時使用など、1（2）③及び④の措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定している。

##### （2）内容

##### ① 国又は地方公共団体の損失補償について（第1項）

1の措置をとった道路の道路管理者である国又は地方公共団体は、1（2）③及び④の措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとした。

##### ② 機構又は地方道路公社の損失補償について（第2項）

会社管理高速道路又は公社管理道路において機構又は地方道路公社が1（2）③及び④の措置をとったことにより通常生ずべき損失については、それぞれ機構又は地方道路公社がその損失を補償しなければならないものとした。

### 【解説】

#### ○破損車両に係る補償額の算定について

##### <算定基準>

- ・車両の破損前後の記録を踏まえた上で、交通事故損害額算定基準（（財）日弁連交通事故相談センター）等に基づき補償額を算定するものとする。なお、車両保険でカバーされる車両を破損した場合であっても、保険会社から請求がない限り、車両所有者に対して補償金を支払うことで差し支えない。

##### 1. 全損車両の取扱い

- ・車両が修理不能又は修理費が時価額を上回るいわゆる全損となった場合には、原則として、破損直前の交換価格と破損車両の処分金額との差額（買替差額）を補償額とする。

- ・破損車両が全損状態であるにもかかわらず、交換価格を超えて修理費額の補償を求められても破損車両の買替差額による補償額の範囲で認めるのが裁判例の傾向である。
- ・交通事故損害額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

## 2. 部分破損車両の取扱い

- ・車両を部分破損した場合には、原則として、修理相当額を補償額とする。
- ・ただし、修理が相当な場合であっても、修理を行った後も当該車両の価格低下が認められるときは評価損が認められるので、補償の対象とする。
- ・交通事故損害額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

## 3. 代車・休車損害の取扱い

- ・車両の修理又は買替えが必要となり、それにより車両が使用不能の期間に、代替車両を使用した場合は、これに要した費用を補償するものとする。
- ・破損車両が営業用車両である場合は、当該車両が使用不能となった間、当該車両を運行していれば得られたであろう逸失利益を補償することはできるが、代替車両が認められる場合は、原則としてこの休車補償は認めないものとする。
- ・交通事故損害額算定基準に裁判例が記されているので参考にする。

## ○土地の一時使用に係る補償額の算定について

### <算定基準>

- ・土地の一時使用前後の記録を踏まえた上で、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号）に基づき補償額を算定するものとする。
- ・使用する土地に対しては、正常な地代又は借賃をもって補償するものとする（基準第25条等）。

## ○竹木等の処分に係る補償額の算定について

- ・竹木又は障害物を処分する場合は、当該処分と相当因果関係にある財産上の価値の減少を補償するものとする。

## ○補償手続きの体制等について

### <問い合わせ窓口の設置>

- ・車両や土地等の所有者等からの補償に関する問い合わせ等に対応するため、国道事務所のホームページ等に補償手続の概要を掲載すると共に、災害の発災後には、必要に応じて、国道事務所等に補償の問い合わせ窓口を開設するものとする。
- ・補償に当たっては、車両を移動又は土地を一時使用した際に、国道事務所等の連絡先を明記した掲示物(P34 又は P44 の掲示物)を現地に残すことによって、補償に関する問い合わせに備えるものとする。

### <民間事業者等との協力関係の構築>

- ・破損車両及び竹木等の補償額の算定については、各々の車両や物件の破損状況・処分の状況等によって個別性が強く、高度に専門的かつ技術的な判断を要するものであることから、補償手続を円滑かつ適正に進めるため、弁護士や不動産鑑定士等の専門家及びアジャスターなどの民間事業者の協力を得ることができるよう、必要に応じて、協定を締結するなどの体制を整えておくものとする。
- ・土地の一時使用の補償額の算定についても、補償手続を円滑かつ適正に進めるため、地方整備局用地部の協力体制を準備しておくとともに、弁護士や不動産鑑定士等の専門家及び補償コンサルタント関係の民間事業者の協力を得ることができるよう、必要に応じて、協定を締結するなどの体制を整えておくものとする。

### <所有者等への連絡・説明>

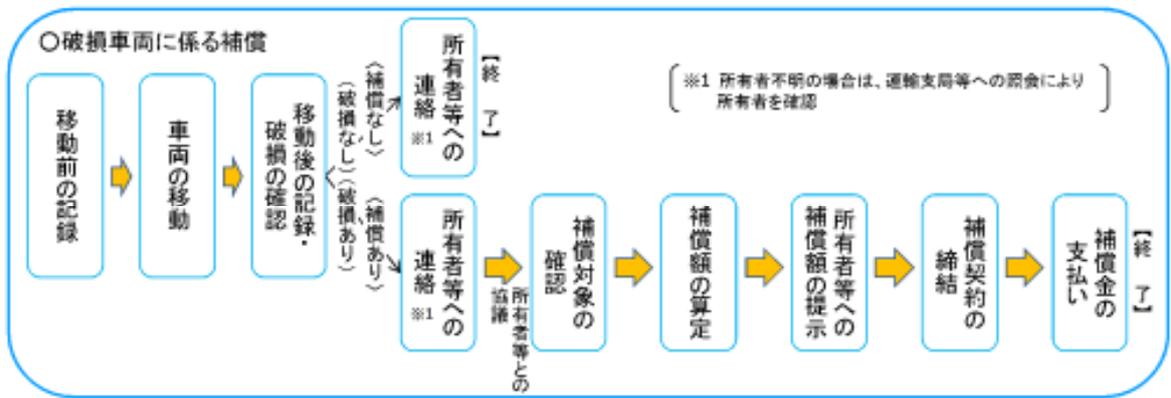
- ・破損車両、土地の一時使用又は竹木等の処分の記録を基に、運輸支局等への照会又は不動産登記簿等を確認するなどして、これらの所有者等を明らかにし、車両の破損、土地の一時使用又は竹木等の処分後遅滞なく各所有者等へ連絡を行うものとする。なお、放置車両の所有者等への連絡については、必要に応じて警察に協力を依頼するものとする。
- ・所有者等への補償に関する説明は、本制度の趣旨や公益上の必要性も含め、丁寧にわかりやすく行うものとする。

### <係争案件となった場合の対応>

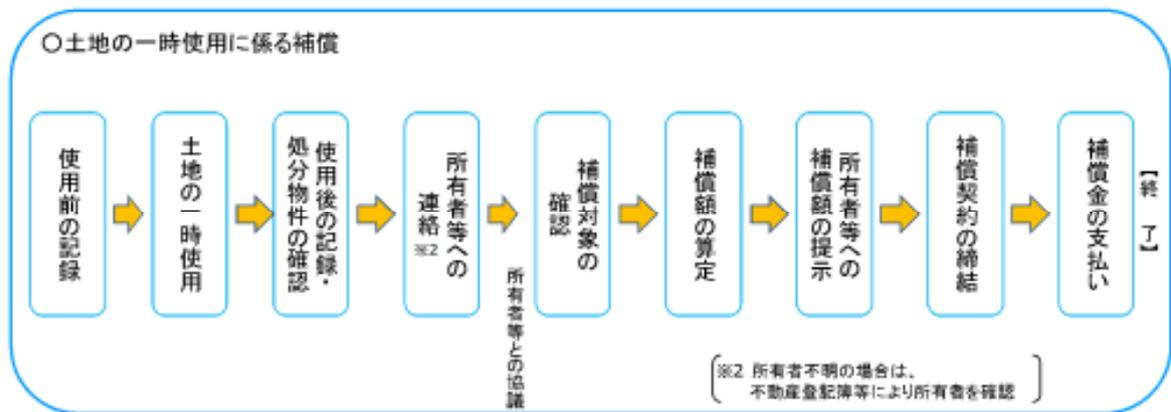
- ・補償額について所有者等と係争案件となった場合は、適正に処理されるよう、弁護士、不動産鑑定士等の専門家や地方整備局用地部の助言・協力を得ることとする。

### <地方公共団体に対する支援>

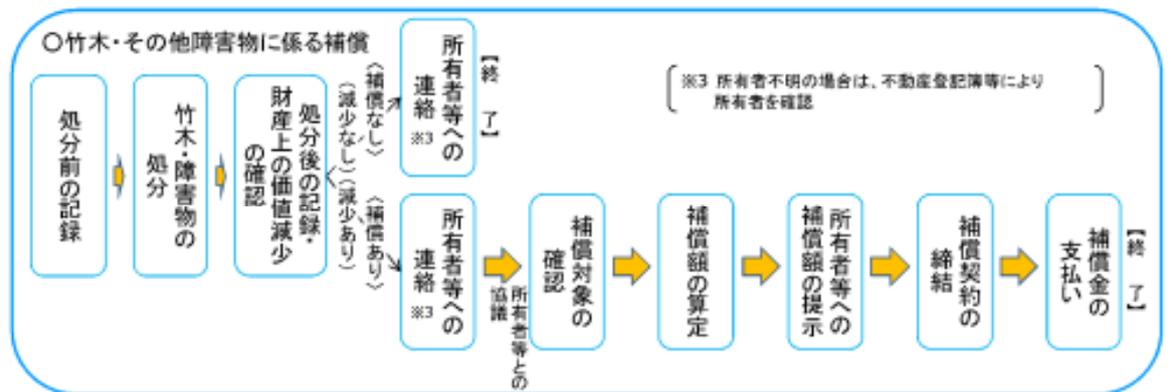
- ・地方整備局等が、地方公共団体からの要請を受け、当該地方公共団体が管理する道路において、車両の移動又は土地の一時使用等を行った場合において、当該地方公共団体が補償の算定等を円滑かつ適正に行うことができるよう、必要に応じて、地方公共団体を支援することとする。



図：損失補償手続の流れ（破損車両に係る補償）



図：損失補償手続の流れ（土地の一時使用に係る補償）



図：損失補償の流れ（竹木・その他障害物の処分に係る補償）

参考一 1

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（都道府県知事等に対する応援の要求等）

第68条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（指定行政機関の長等に対する応援の要求等）

第74条の3 第70条第3項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

（災害時における交通の規制等）

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第4項及び第76条の3第1項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第76条の4 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社（第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。）が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）をいう。第76条の6において同じ。）の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。））」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第1項」とする。

3 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第76条の6第8項及び第9項において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。））」とあるのは「地方道路公社（第3項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。））」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第8項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第1項」とする。

（災害時における車両の移動等）

第76条の6 道路管理者は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

- 4 道路管理者は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。
- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかななければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道（同法第3条第2号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第3条第4号に掲げる市町村道をいう。以下この条において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び前条に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（損失補償等）

- 第82条 国又は地方公共団体は、第64条第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）、同条第7項において同条第1項の場合について準用する第63条第2項、第71条、第76条の3第2項後段（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）、第76条の6第3項後段若しくは第4項又は第78条第1項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 2 機構又は地方道路公社は、第76条の6第5項又は第8項の規定により同条第3項後段又は第4項の規定による処分が行われたときは、前項の規定にかかわらず、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

## 参考－２

### 災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号）（抄）

（災害時における車両の移動等の手続等）

第３３条の３ 道路管理者は、法第７６条の６第１項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

２ 法第７６条の６第１項の規定による命令は、書面又は口頭とするものとする。

第３３条の４ 法第７６条の７の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について関係道路管理者による法第７６条の６第１項の規定による指定が行われていないことその他関係道路管理者による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第３項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われぬおそれがあるときに行うものとする。

第３３条の５ 法第７６条の６第１項から第４項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第７６条の７に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

２ 第３３条の３第１項に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。

## 参考－3

### 災害対策基本法の一部を改正する法律について（施行通知）

平成26年11月21日付け  
国道政第62号 国道国防第153号 国道高第220号  
国土交通省道路局長から各地方整備局長、北海道開発局長、  
沖縄総合事務局長あて

#### 第一 法改正の背景等

今般の法改正は、首都直下地震等大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や大量の放置車両の発生が懸念されること、また、大雪時にも車両の通行が困難となることにより、立ち往生車両や放置車両が発生する可能性も懸念されることから、放置車両対策等の強化を図るものである。

（参考）想定される事態について

##### ① 首都直下地震発生時に想定される事態

- ・ 首都直下地震においては、都区部の全域において震度6以上の強い揺れが発生し、全壊・焼失家屋数が最大で61万棟、死者数が23,000人に及ぶものと想定（平成25年12月中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループ「首都直下地震の被害想定と対策について」より）され、早期の救命・救助活動の実施が、人的被害の抑制に大きく貢献することとなる。
- ・ 発災数時間後からは、鉄道の運行停止に伴う道路交通への負荷の増大、首都高速道路等の通行規制による輸送容量の低下、都心部における建物倒壊による道路閉塞等が相まって、深刻な交通渋滞、放置車両の発生が懸念される。これにより、道路啓開作業が停滞した場合、救命・救助活動を担う自衛隊や、被災地外の自治体からの緊急消防援助隊等の現場への到達が遅れ、被害の拡大につながるおそれが高い。

##### ② 大雪時に想定される事態

- ・ 平成26年2月14日～16日に発生した大雪においては、山梨県を中心に、約1,600台（直轄国道のみ）の立ち往生車両等が発生し、大規模な道路交通の途絶が発生した。その際、一部の車両について、ドライバーと連絡がとれない等により移動できない車両が発生したり、身動きが取れない立ち往生車両が多数生じたりし、それらの車両が支障となることで除雪作業が停滞する状況が発生した。
- ・ 当該車両については、所有者が車両に戻ってきたことから、結果的には自走による移動の指示を行うことで除雪作業を再開したが、仮に、大雪により、放置された車両の台数が多数に上り、更なる除雪作業の停滞が生じるような場合には、孤立集落・通院困難者の発生等による被害が拡大する危険性がある。

なお、大雪が予想されるときには、立ち往生車両の発生を抑制するための早めの通行止めや関係道路管理者が調整して除雪優先区間の設定等を行うとともに、大雪に備えあらかじめチェーンの装着等の準備をすることを呼びかけるなど、適切な対応を図られたい。

## 第二 改正法の趣旨及び主な内容

### 1. 災害時における車両の移動等について（法第76条の6関係）

#### （1）趣旨

災害が発生した場合に、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間すら確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあることから、道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限を付与することとしたものである。ここでいう「その他の物件」とは、車両から落下した積載物などを主に想定しているが、車両とともに緊急通行車両の通行の妨害となっているものは今回の措置の対象となり得るものである。なお、倒壊した建物などの瓦礫については、道路法第42条に基づく通常の維持管理行為でも除去可能である。

車両の移動等を行うに当たっては、被災地域外から被災現場までのルートを適切に確保するため、各道路管理者が連携して道路啓開を行うことが必要であり、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者とは、平時より具体的な対応方針の作成や道路啓開が想定される道路の現況調査の実施、合同防災訓練の実施等により、緊密に連携を図るとともに、発災時においても、情報を共有し、十分に連携して臨機応変に対応されたい。また、都道府県公安委員会や緊急通行車両の運行管理者等関係する機関と必要な調整を行うものとする。

なお、被災地域の道路管理者が車両の移動等を行おうとする場合には、当該道路管理者のみの人員や資機材では対応しがたいことから、民間事業者による応援・協力体制など、発災時に関係者で連携して速やかな道路啓開が行われる体制を構築されたい。

#### （2）内容

##### ① 道路区間の指定及び車両等の占有者等への移動命令について（第1項）

道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他必要な措置をとることを命ずることができるものとした。また、これらの指定及び命令については道路管理者のみの判断で行うことができるものとしている。

具体的な車両等の占有者等に対する命令の内容としては、車両その他の物件について、

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

等を想定しており、これにより、緊急通行車両の通行を確保するため最低限一車線の通行を確保することを想定している。なお、命令は書面の提示又は口頭で行うものである。

道路区間の具体的な指定方法については、指定すべき道路の区間の起終点を示すことによって行うほか、一定の区域内の当該道路管理者が管理する道路の区間を包括的に指定する等の指定も可能なものである。指定に当たっては、道路の状況等を勘案し、指定が必要となる（車両の移動等の措置が必要となる）区間が不足なく含まれるよう留意して行うことが望ましい。

また、令第33条の3において、道路管理者が、道路区間の指定をしようとする

場合においては、あらかじめ、当該地域を管轄する都道府県公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならないものとし、緊急を要する場合（道路区間の指定に緊急を要するものの、通信手段がないことで指定前に通知することが困難な場合を含む。）で、あらかじめ、当該都道府県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならないものとした。なお、通知の方法については、原則として、書面で行うこととするが、緊急を要する場合においては、口頭で行うこととしても差し支えない。ただし、口頭で通知を行ったときは、事後において、速やかに書面を送付することとされたい。

## ② 指定道路区間の周知について（第2項）

道路管理者は、道路区間の指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならないものとした。なお、周知の方法については、災害時であることに鑑みて、道路情報板、ラジオ等を活用して行うことを想定しており、指定道路区間内に在る者に対して、個々に伝達することを要するものではない。

## ③ 道路管理者自らが行う車両の移動等について（第3項）

以下に掲げる場合において、道路管理者は、自ら①の措置をとることができるものとした。

- 一 ①の措置をとることを命ぜられた車両等の占有者等が、当該措置をとらない場合（車両等の占有者等が命令に従わない場合や、命令はしたもののタイヤのパンクや燃料切れ等により直ちに措置をとることができない場合を想定）
- 二 道路管理者が、①の命令の相手方が現場にいないために①の措置をとることを命ずることができない場合（放置車両の場合を想定）
- 三 道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に①の措置をとらせることができないと認めて①の命令をしないこととした場合（走行空間が全くなく、外形上、車両等の占有者等による移動が不可能であることが自明である場合等を想定）

また、道路管理者は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができるものとした。この「やむを得ない限度の破損」とは、災害時の状況に応じて判断されるべきものであるが、車両の移動等に複数の方法がある場合に、緊急通行車両の通行を確保する緊急性を考慮しつつ最も破損の度合いが低いものを選択した結果、生じる破損のことである。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために窓ガラスを一部割ることや、車両を重機で持ち上げる際にすり傷やバンパーのへこみを生じさせる場合などを想定しているが、移動スペースが全くなくやむを得ない場合には車両を段積みすることで車両を変形させることも許容されるものである。その際、車両等の占有者等が不在のため道路管理者が車両の移動等を行った場合（上記二の場合）には移動の内容を掲示しておくこと、また、車両等を破損した場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、移動の前後の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、上記措置の実施に当たっては、道路管理者は、災害応急対策に重要な役割を果たすライフライン施設や電気通信設備等の重要な施設、設備、工作物等は、その機能を失わせないため、極力損傷しないよう十分に配慮するものとする。

また、各種交通対策が的確に行われるためには、都道府県公安委員会として、道路交通に関する情報を把握する必要があるほか、上記措置により移動した車両等の占有者等が盗難に遭ったものと考え、警察に被害申告する可能性があること等から、道路管理者は、自ら車両の移動等を行った場合は、当該地域を管轄する警察署長（当該措置を高速道路において行った場合は、当該高速道路を管轄する高速道路

交通警察隊長。以下同じ。) に対して、別途通知等で定めるところにより、適切に当該措置を記録した情報の提供を行うものとする。

#### ④ 車両の移動等のために必要な土地の一時使用等について（第4項）

道路管理者は、①及び③の措置をとるため、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができるものとした。この場合において、道路管理者は、周辺の公用地の有無を確認するとともに、一時使用をしようとする土地の状況等に鑑みて、私人の財産の毀損、周辺環境への影響等、当該土地の一時使用による損失や影響が最小限となるよう、使用する土地を選択し、その使用期間についても、できるだけ短期間とすべきこととなる。その際、土地の所有者が容易に見つからないなどにより同意等なく土地を使用する場合には使用理由を掲示しておくこと、また、土地の一時使用等により私人の財産の侵害となった場合には損失補償を行うこととなるため、可能な範囲で、土地の使用や障害物の処分の状態を写真等により記録しておくことにより、事後に混乱のないよう努められたい。

なお、必要な限度における竹木その他の障害物の処分を行うに当たっては、道路管理者は、保安林の立木を伐採した場合などに森林法で定められている事後の届出について災害応急対策の終了後に速やかに対応するなど、関連する規定を遵守し、十分に留意して行うものとする。

#### ⑤ 会社管理高速道路における機構の権限代行について

（第5項、第6項、第7項及び第9項）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって、①から④までの権限を行うものとした。

この場合において、機構は、会社管理高速道路の道路管理者に代わって①から④までの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を高速道路株式会社（以下「会社」という。）に通知しなければならないものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

また、①から④までの権限に係る事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、機構は、当該事務の一部を会社に委託しようとするときは、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならないものとした。

#### ⑥ 公社管理道路における地方道路公社の権限代行について（第8項及び第9項）

地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わって、①から④までの権限を行うものとした。なお、当該権限代行については、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとした。

### (3) 移動命令の伝達や車両の移動等を道路管理者の名義において行うことについて

(2) ①の指定道路区間における車両等の占有者等への移動命令の伝達（法第76条の6第1項）や、(2) ③の車両の移動等（法第76条の6第3項）及び(2) ④の車両の移動等のために必要な土地の一時使用等（法第76条の6第4項）については、道路管理者の名義と責任のもとに、実際には、主として道路管理者の職員や道路管理者から委託を受けた民間事業者が行うことが想定される。なお、法第76条の6第3項では、「道路管理者は、『自ら』第一項の規定による措置をとることができる。」とあるが、これは、道路管理者のみが車両の移動等の物理的行為を行うという意味ではなく、命令の相手方となりうる車両等の占有者等に「代わって」

行うという意味であることを申し添える。また、道路管理者から協力・応援の要請を受けた他の道路管理者（例えば、国や都道府県の道路管理者が、被災市町村の道路管理者の応援を行う）が車両の移動等を行う場合も想定される。さらに、災害派遣活動を行っている自衛隊が、関係法令に基づき、その活動のために車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。さらには、消防活動を行っている部隊等が、その活動のためにやむを得ず車両の移動等を行うといった場合も想定されうる。

道路管理者においては、現場での混乱を防ぐため、これらの道路管理者以外の主体との間で、改正法に基づく車両の移動等を行うことについての役割と責任の分担等について、民間事業者と協定を締結する、関係者が参加した協議会において策定する事前計画において明示する等の方法により、平時から、道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て指定道路区間内において行われる改正法に基づく車両の移動等は道路管理者の責任において行われる行為であることを明確にし、これを関係者間で共有されたい。また、災害時においては、通信が途絶することも想定されるため、車両の移動等を行うこととなる道路管理者以外の主体との間の連絡体制についても整備しておくこととされたい。なお、災害時においては、道路管理者から他の道路管理者への協力・応援要請など、行政間の要請は、電話による口頭要請など迅速に行うことができる方法で差し支えない。

この際、改正法に基づく車両の移動等は、公権力の行使であり、現場での円滑な対応のため、委託業者等行政職員以外の民間事業者に行わせる場合には、道路管理者から委託を受けていること（権限を有する道路管理者の意思であること）を明示する書面を手交しておくこととされたい。

また、道路管理者以外の者が道路管理者から要請を受け、又は道路管理者の了解を得て行われる改正法に基づく車両の移動等の措置をとった場合には、当該措置をとった者は道路管理者にその内容を報告するものとし、報告を受けた道路管理者は、その報告内容について、警察署長に対して、適切に情報の提供を行うものとする。

## 2. 都道府県公安委員会からの要請について（法第76条の4関係）

### （1）趣旨

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を行うことができる。したがって、当該規制と道路管理者による道路啓開との連携を確保するため、都道府県公安委員会から道路管理者に対して、1の権限の行使について要請することができる規定を設けることとした。

### （2）内容

#### ① 都道府県公安委員会から道路管理者への要請について（第1項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた道路管理者は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は道路管理者の負担となる。

#### ② 都道府県公安委員会から機構等への要請について（第2項及び第3項）

都道府県公安委員会は、法第76条第1項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときであって、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間が会社

管理高速道路又は公社管理道路であるときは、それぞれ機構又は地方道路公社に対し、当該道路の区間において、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを要請することができるものとした。

都道府県公安委員会から要請を受けた地方道路公社は、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断されたい。なお、要請を受けて行う措置に係る費用は地方道路公社の負担となる。

### 3. 国土交通大臣又は都道府県知事からの指示について（法第76条の7関係）

#### （1）趣旨

緊急通行車両の通行を確保するためには、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のネットワークで被災現場までのルートを確認することが必要である。このため、道路管理者が1の措置を行うに当たって、被災現場までのルート全体を広域的に俯瞰して、必要な道路啓開が行われるよう、国土交通大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県知事は指定都市以外の市町村に対し、必要な指示を行うことができることとする規定を設けることとした。

なお、市町村から都道府県に対し、また、都道府県から国に対し、道路啓開を要請しようとする場合については、災害対策基本法において、今回の改正による車両の移動等に限らず、災害対策応急対策全般について、被災市町村から都道府県に対し、また、被災都道府県から国に対し、災害応急対策の実施を要請することができ、国及び都道府県は正当な理由がない限り実施を拒んではならないとする規定（第68条、第74条の3）があり、こうした規定を必要に応じて活用しつつ、各道路管理者において対応されたい。

#### （2）内容

国土交通大臣は指定区間外の国道、都道府県道及び市町村道に関し、都道府県知事は指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、1（2）①の指定をし、若しくは命令をし、又は1（2）③及び④の措置をとるべきことを指示することができるものとした。具体的には、広域的な観点からみると、車両の移動等が必要にもかかわらず、情報の不足等により作業が遅れる箇所が発生した場合に、当該箇所の車両の移動等を行うよう指示する場合が想定される。

この場合、指示を受けた都道府県や市町村が、人員や資機材の関係などで、当該指示を履行しがたいときは、国や都道府県など指示の内容を履行する能力のある者に対して速やかに車両移動に対する支援を要請することが想定されるため、可能な範囲で実施するなど適切に対応するものとする。その際、車両の移動等に係る費用は原則として要請した道路管理者の負担となる。

なお、公社管理道路において上記の必要があると認められる場合においては、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第39条に基づき、地方道路公社に対し、国土交通大臣又は地方道路公社の設立団体の長によって、上記同様の監督命令をすることができることとされている。

### 4. 損失補償について（法第82条関係）

#### （1）趣旨

1（2）③及び④の措置によって、特定の私人が経済上の損失を被ることが想定されるため、これを正当に補償するため、災害対策基本法の損失補償に関する規定

に所要の改正を行うものとした。この場合に行う損失補償は、車両の移動等や、土地の一時使用など、1（2）③及び④の措置により生じた損失に対する補償である。例えば、ロックやサイドブレーキを外すために割ったガラスの修理代、また、擦り傷やバンパーのへこみ、車両の変形の修理代など、車両の移動等に際し生じた損失の修理に要する費用を想定している。

## （2）内容

### ① 国又は地方公共団体の損失補償について（第1項）

1の措置をとった道路の道路管理者である国又は地方公共団体は、1（2）③及び④の措置により通常生ずべき損失を補償しなければならないものとした。

### ② 機構又は地方道路公社の損失補償について（第2項）

会社管理高速道路又は公社管理道路において機構又は地方道路公社が1（2）③及び④の措置をとったことにより通常生ずべき損失については、それぞれ機構又は地方道路公社がその損失を補償しなければならないものとした。

## 5. 施行期日

改正法の施行期日は、公布の日（平成26年11月21日）である。

## 参考－４

### 道路法（昭和２７年６月１０日法律第１８０号）（抄）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第１３条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

（道路の区域の決定及び供用の開始等）

第１８条 第１２条、第１３条第１項若しくは第３項、第１５条、第１６条又は前条第１項から第３項までの規定によって道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は、路線が指定され、又は路線の認定若しくは変更が公示された場合においては、遅滞なく、道路の区域を決定して、国土交通省令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所（以下「道路管理者の事務所」という。）において一般の縦覧に供しなければならない。道路の区域を変更した場合においても、同様とする。

（道路啓開計画）

第２２条の３ 交通上密接な関連を有する道路（以下「密接関連道路」という。）の管理を行う２以上の道路管理者（以下「密接関連道路管理者」という。）は、第２８条の２第１項に規定する協議会における協議を行った結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。以下この条において同じ。）を効果的に行うため必要があると認めるときは、共同して、当該協議会における協議を経て、当該災害が発生した場合における当該密接関連道路の円滑かつ迅速な啓開のための計画（以下「道路啓開計画」という。）を定めるものとする。

（通行の禁止又は制限）

第４６条 道路管理者は、左の各号の１に掲げる場合においては、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

一 道路の破損、欠壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合

二 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合

２ 道路監理員（第７１条第４項の規定により道路管理者が命じた道路監理員をいう。）は、前項第１号に掲げる場合において、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

３ 道路管理者は、水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）の構造を保全し、又は水底トンネルにおける交通の危険を防止するため、政令で定めるところにより、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を積載する車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(長時間放置された車両の移動等)

第67条の2 道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者は、道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事又は除雪その他の道路の維持の施行のため緊急やむを得ない必要がある場合においては、道路に長時間放置された車両について、現場に当該車両の運転をする者その他当該車両の管理について責任がある者がいないときに限り、当該車両が放置されている場所からの距離が50メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動することができる。この場合において、当該車両が放置されている場所からの距離が50メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないときは、自動車駐車場、空地、この項前段に規定する場所以外の道路上の場所その他の場所に当該車両を移動することができる。

- 2 道路管理者は、前項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する警察署長の意見を聴かななければならない。
- 3 道路管理者は、第1項後段の規定により車両を移動したときは、当該車両を保管しなければならない。この場合において、道路管理者は、車両の保管の場所の形状、管理の態様等に応じ、当該車両に係る盗難等の事故の発生を防止するため、道路管理者が当該車両を保管している旨の表示、車輪止め装置の取付けその他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 道路管理者は、前項の規定により車両を保管したときは、当該車両の所有者又は使用者(以下この条において「所有者等」という。)に対し、保管を始めた日時及び保管の場所を告知し、その他当該車両を所有者等に返還するため必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 道路管理者は、車両が放置されていた場所における道路の改築、修繕若しくは災害復旧に関する工事が完了し、又は除雪その他の道路の維持の施行が終了した場合その他第三項の規定による保管を継続する必要がなくなった場合においては、遅滞なく、同項の規定により保管した車両を当該車両が放置されていた場所又はその周辺の場所に移動しなければならない。

(非常災害時における土地の一時使用等)

第68条 道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害の現場において、必要な土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収用し、若しくは処分することができる。

- 2 道路管理者は、非常災害に因り道路の構造又は交通に対する危険を防止するためやむを得ないと認められる場合においては、災害の現場に在る者又はその附近に居住する者を防ぎよに従事させることができる。

国 道 政 第 2 号  
令和 7 年 4 月 16 日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

国 土 交 通 省 道 路 局 長  
( 公 印 省 略 )

道路法等の一部を改正する法律の施行について

道路法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 22 号。以下「改正法」という。）は令和 7 年 4 月 16 日に公布され、その一部が同日より施行された。

これに伴い、道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 7 年政令第 179 号）及び道路整備特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年国土交通省令第 56 号）が制定され、これらについても同日に施行された。

については、改正後の道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）をはじめとした関係法令（令和 7 年 4 月 16 日に施行された部分に限る。）の運用に当たっては、別紙の事項に十分留意して、その適切な運用に努められるようお願いする。

## 第1 道路啓開計画の法定化について（改正後の法第22条の3）

令和6年能登半島地震や豪雨等の対応では、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保等に不可欠な道路啓開の重要性について改めて認識された。

これを踏まえ、災害発生時の初動対応の迅速化を図るため、今般の改正により、法第22条の3を新設し、平時において、関係道路管理者が法第28条の2第1項に規定する協議会において道路啓開計画を策定することを法定化した。

道路啓開計画は、密接関連道路の管理を行う二以上の道路管理者が、協議会における協議の結果、大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るための密接関連道路の啓開を効果的に行うため必要があると認めるときに、共同して、当該協議会における協議を経て定めるものとしており（法第22条の3第1項）、計画には、対象災害、啓開目標、対象路線や区間、資機材の備蓄や訓練に関する事項等を記載することとなっている（同条第2項）。

また、地方の各道路管理者に代わって、国等が啓開作業を行うことができる路線・区間を事前に協議し設定しておくことで、発災後の維持の承認手続を省略することができる（同条第2項第4号及び第3項並びに法第24条）。なお、国等が行う当該啓開の費用負担については、本来道路管理者が全額を負担すること（法第49条）に留意されたい。

このほか、道路啓開計画の策定に関して留意すべき事項等については、今後国においてガイドラインを作成することとしている。

## 第2 国土交通大臣が地方公共団体の管理する自動車駐車場を活用する場合に必要な管理を代行する制度の創設について（改正後の法第17条第7項第3号）

道路の附属物である自動車駐車場を災害復旧等の拠点として活用する場合に、自動車駐車場自体の被害が無く、災害復旧等の直接の対象とされていないときは、国土交通大臣は、当該自動車駐車場に係る本来道路管理者の権限を代行することができなかつた。

そこで、自動車駐車場を災害復旧等の拠点として円滑に活用できるようにするため、今般の改正により法第17条第7項第3号を新設し、国土交通大臣が災害復旧等を代行することができる道路の対象を、地方公共団体が管理する道路に附属する自動車駐車場まで拡充することとした。

なお、本代行の対象は、法第13条第3項、第17条第7項及び第48条の19第1項の規定により道路の維持又は災害復旧に関する工事を行うために必要と認められるものに限られているほか、本代行時の費用負担については、本来道路管理者である地方公共団体が全額を負担すること（法第50条第6項及び第51条第4項）に留意されたい。

## 第3 国土交通大臣が公社管理道路の災害復旧等を代行する制度の創設について（改正後の道路整備特別措置法第32条の2第1項）

今般の改正により、新たに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第32条の2を新設し、国土交通大臣が災害復旧等を代行することができる道路の対象を、公社管理

道路にも拡充することとした。

なお、本代行については、高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限られているほか、本代行時の災害復旧に関する工事の費用負担については、地方道路公社が自ら当該工事を行った場合の補助金相当額を国が、残額を地方道路公社が負担すること（改正後の道路整備特別措置法第 37 条の 2）に留意されたい。

#### **第 4 災害時における車両の移動等の権限を代行する規定の追加について（改正後の道路法施行令第 4 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 5 条の 2 第 1 項第 3 号）**

法第 17 条第 7 項第 1 号等に基づき国土交通大臣が道路啓開を行う場合、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 76 条の 6 の規定による車両等の移動の措置に係る権限については、権限代行の対象となっていなかったところ、今般、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 4 条の 4 第 1 項第 5 号及び第 5 条の 2 第 1 項第 3 号を新設し、道路啓開を行う場合に代行する権限に、災害対策基本法の当該権限を追加することとした。

このとき、当該措置に係る損失補償（災害対策基本法第 82 条第 1 項）を含め、国が行う道路啓開の費用負担については、本来道路管理者である地方公共団体が全額を負担すること（法第 50 条第 5 項及び第 51 条第 3 項）とされており、まず国費をもって行った後、当該地方公共団体が国に支払うこととなる（法第 53 条第 1 項）となるため、十分に留意されたい。

なお、権限代行の際、国は本来道路管理者の有する法律関係を包括的に承継するものと解されることから、例えば、本来道路管理者である地方公共団体が車両等の移動を行う区間の指定等を行った後に、国が権限代行を開始する場合には、再度の区間の指定等を要せず、車両等の移動を行うことができる。

#### **第 5 その他**

この通知は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。なお、改正法のうち、国土交通大臣による地方公共団体が管理する防災拠点自動車駐車場の改築等の代行、災害応急対策に資する施設の占用許可基準の緩和、連携協力道路制度、道路の脱炭素化及び負担金等の弁済時の充当順位の見直し等に関する規定については、改正法の公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。これらの規定の施行に当たっては、今後、別途通知する。

以上

## 参考－6

### 道路交通法（昭和35年6月25日法律第105号）（抄）

（公安委員会の交通規制）

第4条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者若しくは遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）（次条から第13条の2までにおいて「歩行者等」という。）又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができる。この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するいとまがないとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をすることができる。

（警察官等の交通規制）

第6条 警察官又は第114条の4第1項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、手信号その他の信号（以下「手信号等」という。）により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があると認めるときは、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をすることができる。

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、当該道路につき、一時、歩行者等又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。